

矢掛町第2次一般廃棄物処理基本計画

(素案)

令和8年3月

矢掛町

目 次

第1章 計画策定の要旨	1
第1節 計画策定の狙い	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画の対象廃棄物	4
第2章 本町の都市特性	6
第1節 本町の位置と地勢	6
第2節 本町の歴史とあゆみ	7
第3節 本町の主要指標	8
第3章 ごみ処理基本計画	10
第1節 ごみ処理の現状	10
第2節 基本理念・基本方針	21
第3節 ごみ排出量削減とリサイクル率増加の対策	22
第4節 目標達成のための施策	27
第5節 ごみ処理計画	47
第4章 食品ロスの削減の推進に関する計画	49
第1節 計画の基本事項	49
第2節 食品ロスの現状と課題	49
第3節 食品ロスの削減目標	50
第4節 目標達成のための施策	50
第5章 生活排水処理基本計画	55
第1節 現状と課題	55
第2節 基本理念・基本方針	60
第3節 生活排水処理における達成目標	61
第4節 目標達成のための施策	62
第6章 計画の進行管理	63
第1節 進行管理手法	63
第2節 進行管理指標	63
第3節 進行管理体制	64

山陽道の旧宿場町・矢掛町に生息する宿（しゅく）バード「やかっぴー」。

生まれも育ちも自然と歴史情緒あふれる町・やかげ。矢掛町の町鳥である「ウグイス」をモチーフに、頭には宇内のホタルをイメージした鳥帽子、お腹には町花の桜をあしらっています。矢掛町合併60周年を記念して誕生しました。

やかげ観光大使
やかっぴー



第1章 計画策定の要旨

第1節 計画策定の狙い

我が国では、資源の投入量・消費量を抑制し、持続可能な形で資源を利用しつつ、環境負荷が低減される「循環型社会」の形成と、これを通じた持続可能な社会の実現を目指しており、循環型社会の形成に向けて、平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」を完全施行しました。平成30年6月に閣議決定した「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、「3R + Renewable(廃棄物等の発生抑制・資源の再使用・再生利用+バイオマス化・再生材利用等)」を推進し循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を加速するために、循環経済工程表を取りまとめました。さらに、令和6年8月に閣議決定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」においても、循環経済への移行による循環型社会の形成と持続可能な社会の実現を目指し、各種関連施策を推進しています。

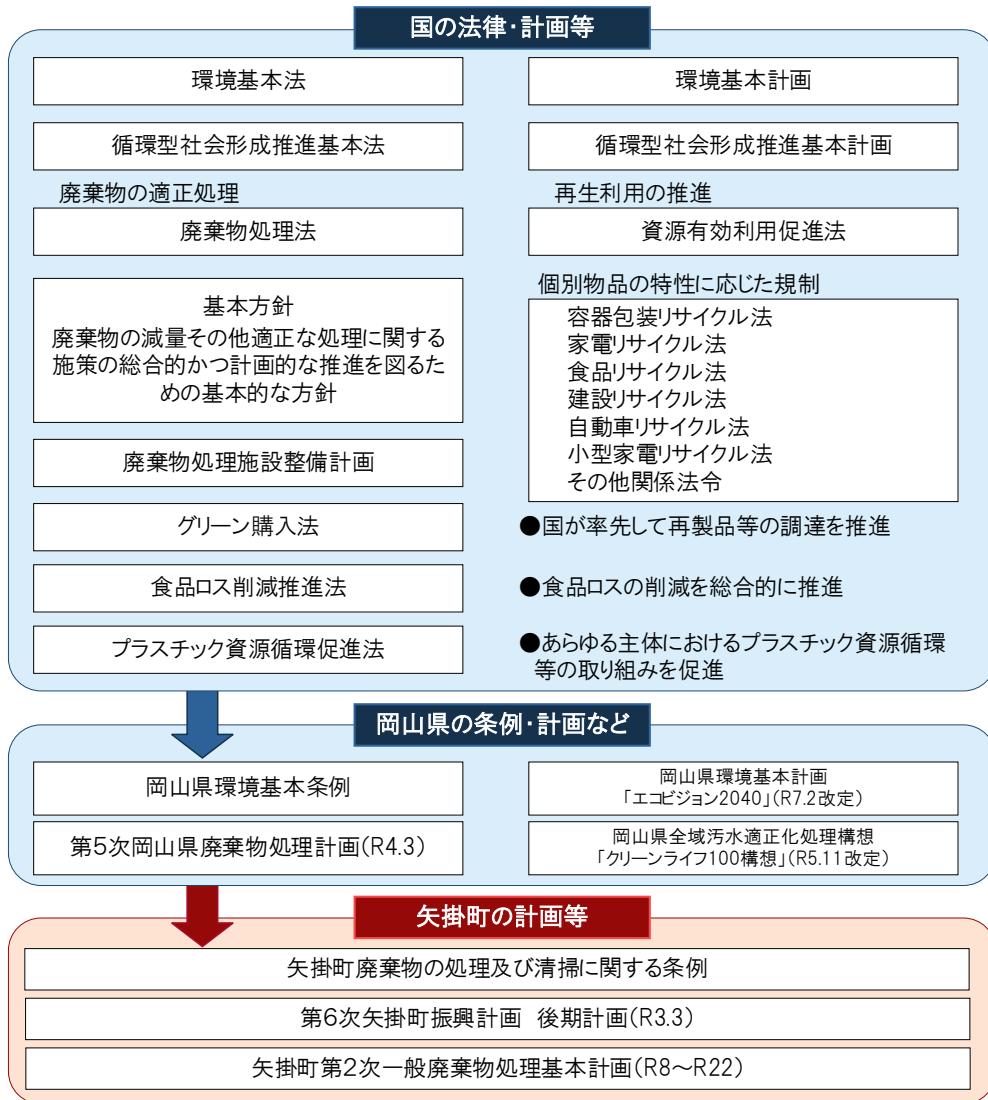
よって矢掛町(以下、「本町」という。)では、令和3年3月に策定した「第6次矢掛町振興計画後期基本計画」において、「やさしさにあふれ かいてきて げんきなまち」を目指すべき将来像とし、持続可能な循環型社会の構築を推進していきます。

この度本町では、平成28年度に策定し、計画期間を10年間としていた「矢掛町一般廃棄物処理基本計画」(以下、「既定計画」という。)が令和7年度に計画期間の満了を迎えます。よって、既定計画における目標値の達成状況や施策の進捗状況等を確認し、更なる「循環型社会の形成」の推進に向けた取り組みの方向性を示すとともに、近年の廃棄物行政の状況の変化に対応した新たな一般廃棄物処理基本計画である、『矢掛町第2次一般廃棄物処理基本計画』(以下、「本計画」という。)を策定します。なお、計画対象区域は矢掛町区域内全域を対象とします。

第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

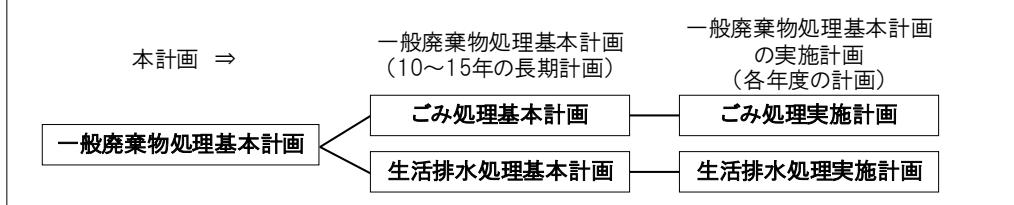
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条に基づき策定するもので、国の法律・計画等並びに岡山県の「第4次岡山県廃棄物処理計画」と整合したものとします。本計画の位置づけは図表 1-1 に示すとおりです。

図表 1-1 本計画の位置づけ



一般廃棄物処理基本計画策定の法的根拠

廃棄物処理法第6条第1項において『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理基本計画」という。)を定めなければならない。』とされ、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。

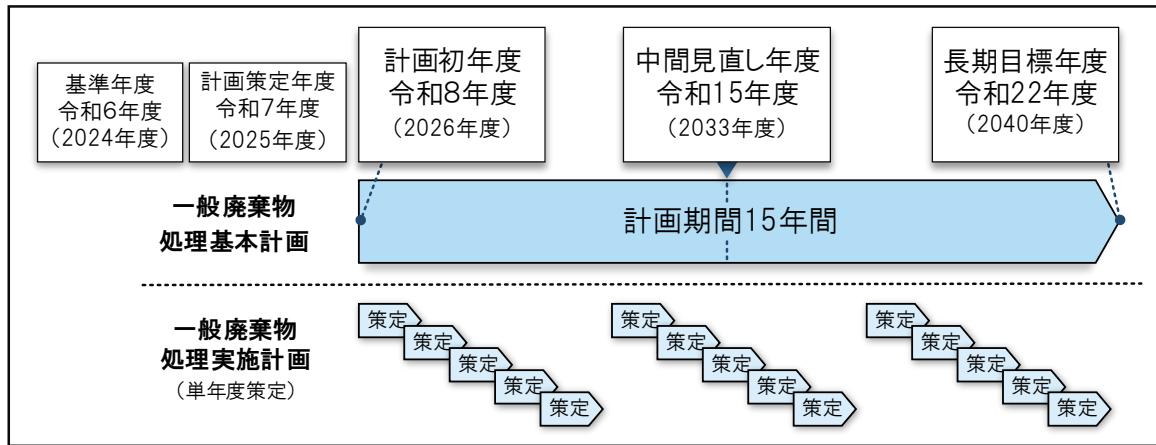


第3節 計画期間

環境省の示す「ごみ処理基本計画策定指針」では、一般廃棄物処理基本計画は目標年度をおおむね10～15年に設定し、おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合等に見直しを行うことが適切であるとされています。

よって本計画の計画期間は図表1-2のとおりとし、令和6年度を基準年度、令和8年度を計画初年度として計画期間を15年間と定め、中間見直し年度を令和15年度、長期目標年度を令和22年度とします。

図表1-2 本計画の計画期間



●基準年度

本計画における各種目標値を設定する基準となる年度であり、令和6年度と設定します。

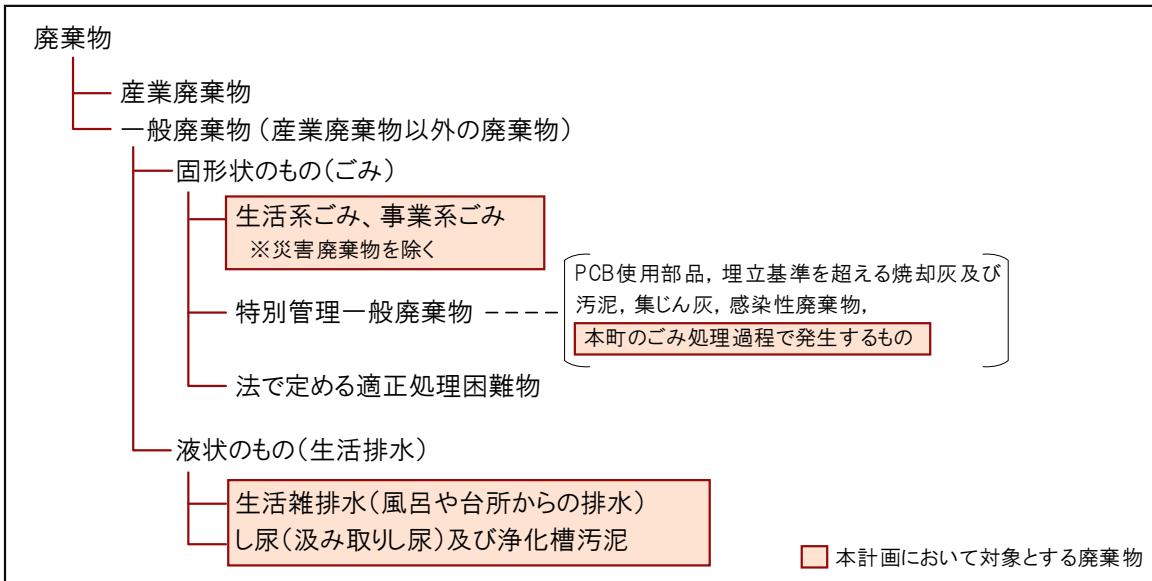
●数値目標年度

ごみの排出抑制や再資源化の目標をいつまでに達成するかを示すものであり、本計画においては中間見直し年度を令和15年度、長期目標年度を令和22年度と設定します。

第4節 計画の対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち固形状のもの(以下、「ごみ」という。)及び液状のもの(以下、「生活排水」という。)であり、図表 1-3 に示すとおりです。

図表 1-3 本計画の対象廃棄物



※放射性廃棄物について

国において公布された「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号)による

図表 1-4 事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物の例

生ごみ	飲食店の厨房やオフィスで働く人の残飯等
紙くず	オフィスの書類、コピー用紙等の他、次に掲げる産業廃棄物以外の紙くず 【建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業の業種から生ずるもの】
木くず	次に掲げる産業廃棄物以外の木くず 【建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類 等】

廃棄物処理法において、産業廃棄物は図表 1-5 のように規定されており、これらの産業廃棄物は本町において処理対象外とします。また、行政において処理・処分が困難であるものについても、図表 1-6 のとおり処理対象外とします。

図表 1-5 産業廃棄物

産業廃棄物一覧		
区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	焼却灰など
	2 汚泥	排水処理や各種製造業生産工程で排出された泥状のもの
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油脂などの廃油
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの酸性の廃液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液などのアルカリ性の廃液
	6 廃プラスチック	廃発泡スチロール、ビニール袋など
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類、生コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、スレートくず、陶磁器くずなど
	10 鋼さい	製鉄所の炉の残さなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリート破片など
	12 ばいじん	産業廃棄物焼却施設で発生し、集じん施設で集められたもの
特に定めた事業の活動	13 紙くず	建設業、印刷物加工業などから排出された紙くず
	14 木くず	建設業、木材製造業などから排出された木くず
	15 繊維くず	建設業、繊維工場などから排出された繊維くず
	16 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業などから排出された動植物性残さ
	17 動物系固形不要物	ヒューム管や食鳥処理場で処理されたもの
	18 動物のふん尿	畜産農業から発生する動物のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から発生する動物の死体
	20 その他の廃棄物	1~9までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、1~19のいずれにも該当しないもの
	21 輸入廃棄物	1~20の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く、輸入された廃棄物
※13~19:業種の指定あり。限定された業種から排出される廃棄物のみ産業廃棄物となります。		
※産業廃棄物の分類は、用紙のスペースの関係で割愛する可能性があります。		

図表 1-6 本町において処理対象外とするごみとその扱い

PCB使用部品	本町では取り扱わない。製造業者等の引取とする。
集じん灰	本町では取り扱わない。専門業者の引取とする。(本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く。)
感染性廃棄物	本町では取り扱わない。専門業者の引取とする。
家電リサイクル法対象品目	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ等)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン(室外機を含む)については、購入した販売店か、買い替えを行う販売店での引き渡しを行うか、指定取引場所への持込とする。
パソコン	パソコン本体、モニター等は、製造業者等の引取とする。 ※使用済小型家電回収ボックスの投入口35cm×15cmに入るものは回収ボックスに投入すること本町が引取を行う。
その他本町が指定する主な処理困難物	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼することとする。 ・オートバイ、自動車、自動車部品類、タイヤ、FRP素材のもの(船舶など)、バッテリー ・廃油、塗料(ベンキ)、農薬、薬品類 など ・ガスボンベ、消火器、金庫、太陽熱温水器、太陽光発電パネル など ・農業用ハウスシート、アゼシート、苗箱、在宅医療注射器 など ・マットレス(スプリングと布、綿等に分別した場合は本町で引取を行う。)

第2章 本町の都市特性

第1節 本町の位置と地勢

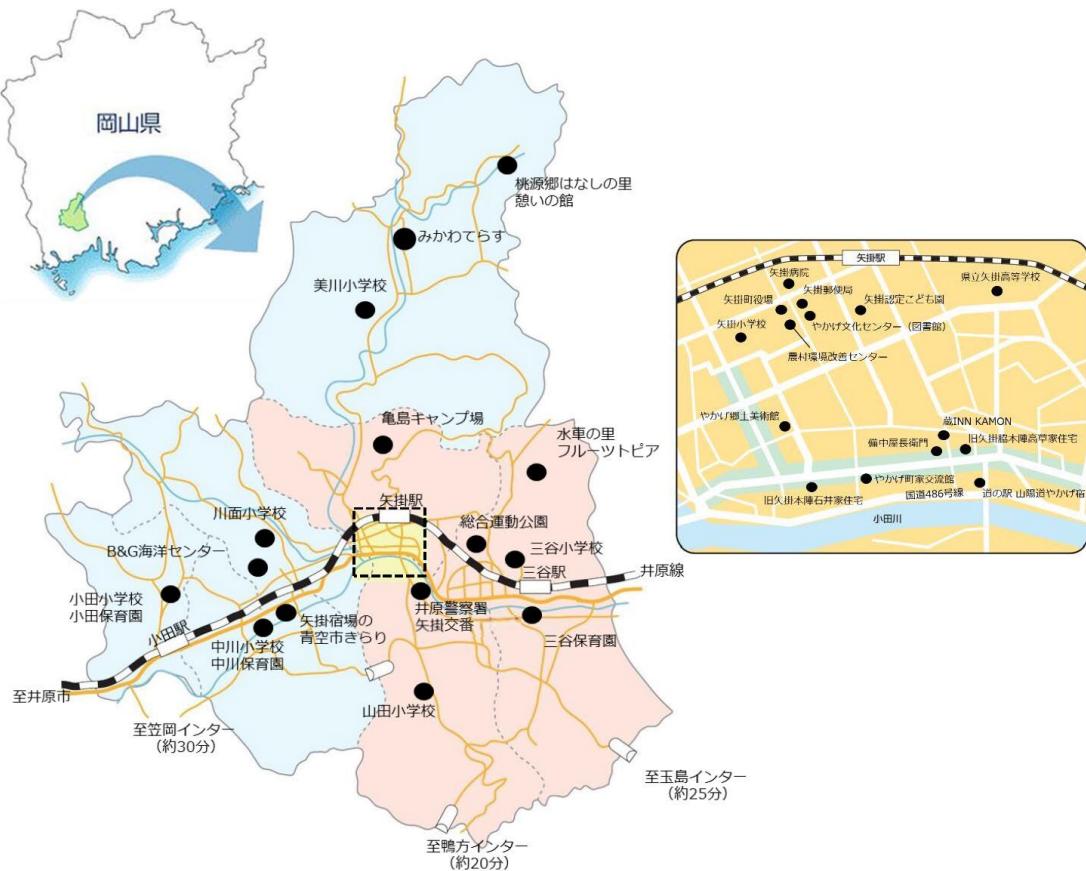
本町は、岡山県の南西部に位置し、高梁川水系の支流である小田川流域にひらけ、標高が15mから505mの比較的ゆるやかな丘陵に囲まれた盆地をなしています。東西12km、南北15km、周囲55km、町域面積は90.62km²で、岡山県の総面積の約1.2%にあたります。

町の東西を国道486号と鉄道井原線が走り、山陽自動車道の笠岡、鴨方、玉島インターチェンジまでの所要時間は20分～30分で交通の利便性に優れています。

年間の平均気温は16.6℃程度であり、瀬戸内海気候に属し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。また、江戸時代には参勤交代の宿場町として栄え、本陣・脇本陣が現存する歴史的文化あふれる自然豊かな田園のまちです。

恵まれた環境の中で、地域の特性を活かした特色のある魅力と活力にあふれた「やさしさにあふれ かいてきて げんきなまち」を将来像として、夢のあるまちづくりを推進しています。

図表 2-1 本町の位置及び地形、主要交通網等



第2節 本町の歴史とあゆみ

本町の町政の変遷は、明治22年、町村制の施行に伴う合併で矢掛村をはじめとする7村が誕生したことによります。昭和29年に、矢掛町、美川村、三谷村、山村、川面村、中川村が合併し、さらに昭和36年に小田町を編入合併し、現在の矢掛町になりました。

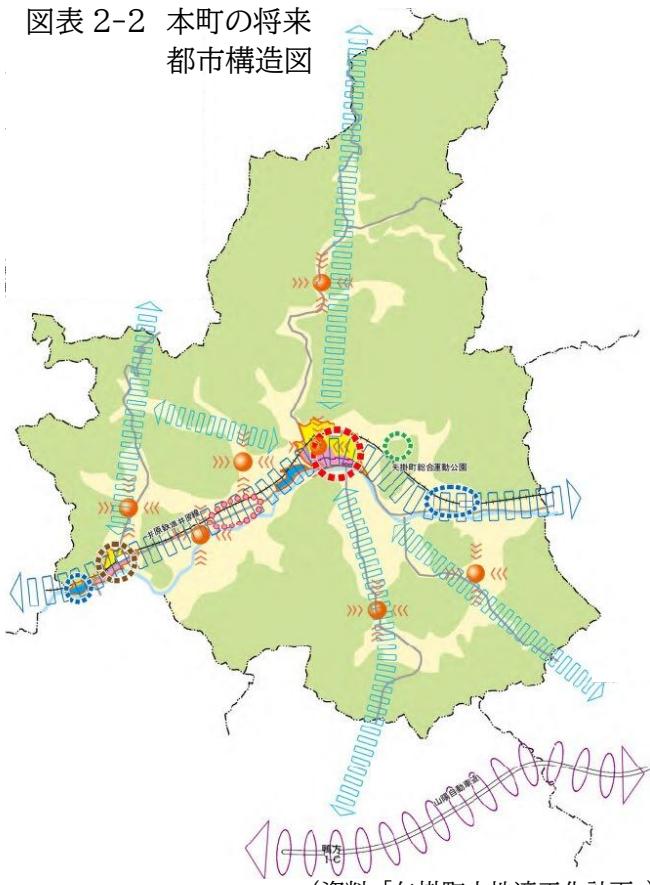
本町には多くの遺跡が残されており、代表的な遺跡として、弥生時代の清水谷遺跡、古墳時代の橋本荒神塚、小迫大塚古墳などがあげられます。飛鳥時代には、地方豪族として下道氏が勢力をもち、一族出身の吉備真備は、中国の唐へ渡り、政治、学問の知識だけでなく唐の文化や習俗を日本へ伝え、右大臣として中央で活躍しました。その後、奈良時代から平安時代の初めに道が整備されたとき、古代山陽道(大路)が小田川流域を通り、備中國小田駅(毎戸遺跡)が置かれました。この陸路は若干の変動はありますが、時代を経ても利用され、江戸時代には矢掛に本格的な宿場が整備されるとともに、小田川を利用した高瀬舟の川湊により陸運・水運の要衝として産業・文化の両面で賑わいました。現在でも本陣・脇本陣をはじめ、本瓦葺・漆喰塗の町家がその名残をとどめています。令和2年12月には、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

本町では将来的な都市の姿を展望しつつ、持続可能な都市づくりを進めるための計画として、令和5年3月に「矢掛町立地適正化計画」を策定しました。近年では、道路や下水道などの生活基盤の整備、観光拠点としてのやかげ町家交流館や宿泊施設「矢掛屋」の整備などによる商工・観光の活性拠点づくり、企業誘致や宅地分譲、町営住宅及び特定公共賃貸住宅の提供、営農組合等の支援などの農業振興やほ場整備等による農業基盤の充実、やかげ文化センターを拠点とする文化振興事業など、「安心・安全・安らぎ」を実感できる魅力あるまちづくりに向けて計画的に事業展開しており、今後更なる躍進が期待されています。

凡 例

分類	凡例
拠点	都市交流拠点
	地域生活拠点
	コミュニティ拠点
	産業拠点
	レクリエーション拠点
	商業集積地
連携軸	国土連携軸
	広域連携軸
	地域生活軸
ゾーン	市街地ゾーン
	一般住宅地区
	歴史的町並み保存地区
	商業地区
	工業ゾーン
	田園・集落ゾーン
	里山・山林ゾーン
用途地域	—
都市計画区域（行政区域）	---

図表 2-2 本町の将来都市構造図



(資料:「矢掛町立地適正化計画」)

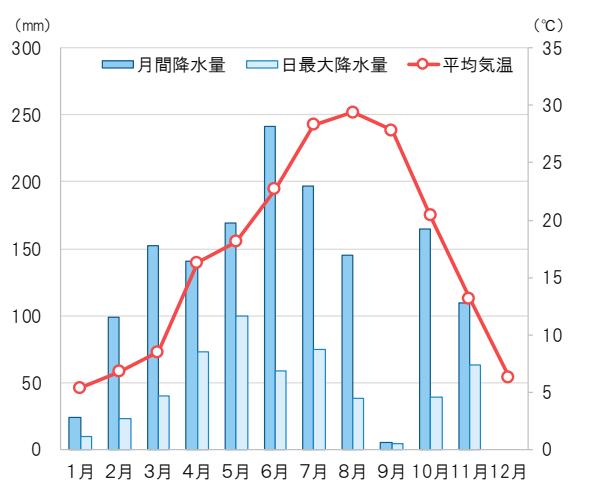
第3節 本町の主要指標

1 気候

本町周辺では年間平均気温は16.5~16.9°Cで降水量は 653.5~1,447.5mm であり温暖・小雨な瀬戸内気候となっています。山に囲まれた盆地であり温暖で晴れの日も多く冬でも積雪はほとんどありません。また年間を通じて晴れまたは曇りの日が多く、特に冬季は雨や雪などの日が少ないことも特徴です。

図表 2-3 本町の気温及び降水量

	気温(°C)			降水量(mm)	
	平均	最高気温	最低気温	総量	日最大
令和2年	16.5	21.5	12.0	1,213.0	78.0
令和3年	16.5	21.6	12.0	1,238.0	73.0
令和4年	16.5	21.7	12.0	653.5	47.5
令和5年	16.6	21.9	12.0	889.5	93.5
令和6年	16.9	22.0	12.6	1,447.5	99.5
1月	5.4	11.0	0.7	24.5	10.0
2月	6.8	11.7	2.3	98.5	23.5
3月	8.5	13.6	3.6	152.0	40.5
4月	16.3	21.5	11.5	140.5	73.0
5月	18.1	23.3	12.7	169.5	99.5
6月	22.7	27.2	19.0	241.0	59.0
7月	28.3	32.7	24.7	197.0	75.0
8月	29.4	34.6	25.4	145.0	38.5
9月	27.8	32.9	23.8	5.0	4.5
10月	20.4	25.0	16.6	164.5	39.0
11月	13.2	18.6	8.9	110.0	63.5
12月	6.3	12.3	1.4	0.0	0.0

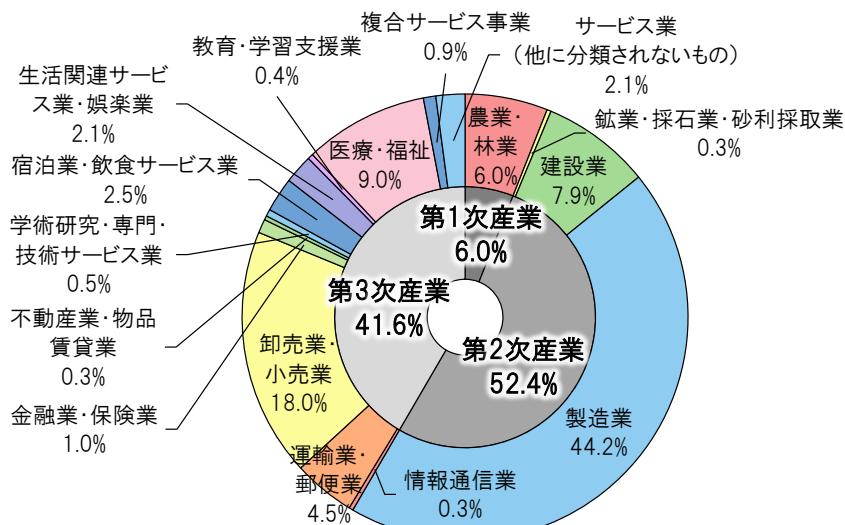


(資料:気象庁ホームページ)

2 産業

本町の産業別従業者数の割合は第2次産業が 52.4%と半数以上を占めており、第3次産業が 41.6%，第1次産業が 6.0%となっています。産業種類別では、製造業が 44.2%と半数近くを占め、卸売業・小売業が 18.0%，医療・福祉が 9.0%となっています。

図表 2-4 本町の産業別従業者数

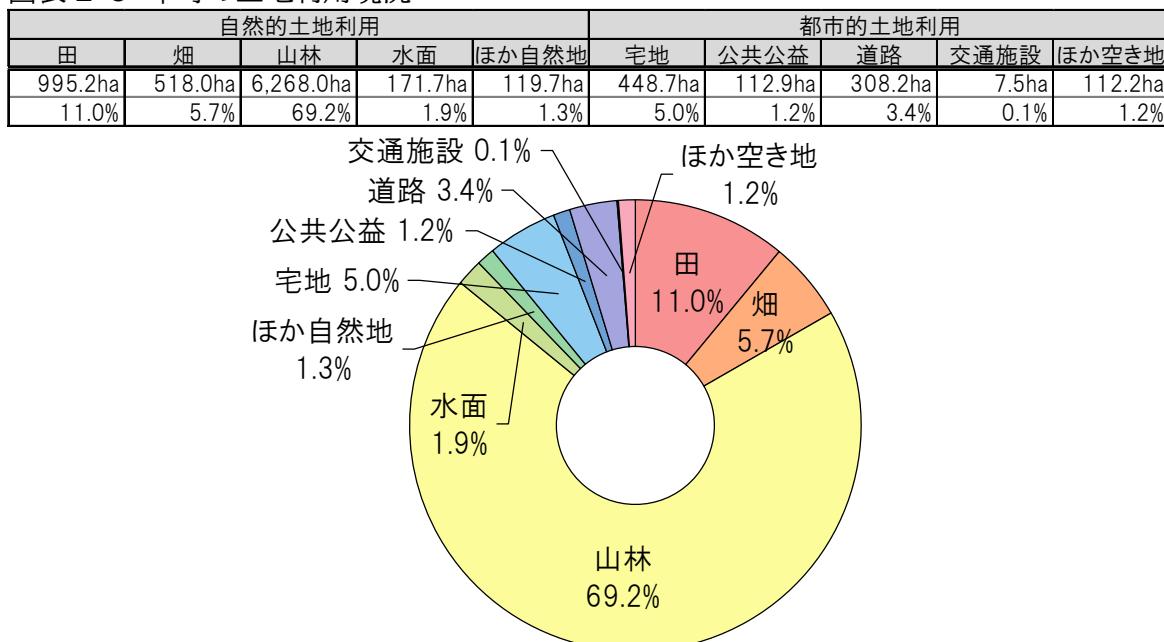


(資料:「令和3年経済センサス-活動調査」総務省)

3 土地利用状況

本町の土地利用状況について、山林が 69.2%と最も多い、次いで田 11.0%、畑 5.7%と続いている。自然的土地利用の多い自然豊かなまちであることが分かります。

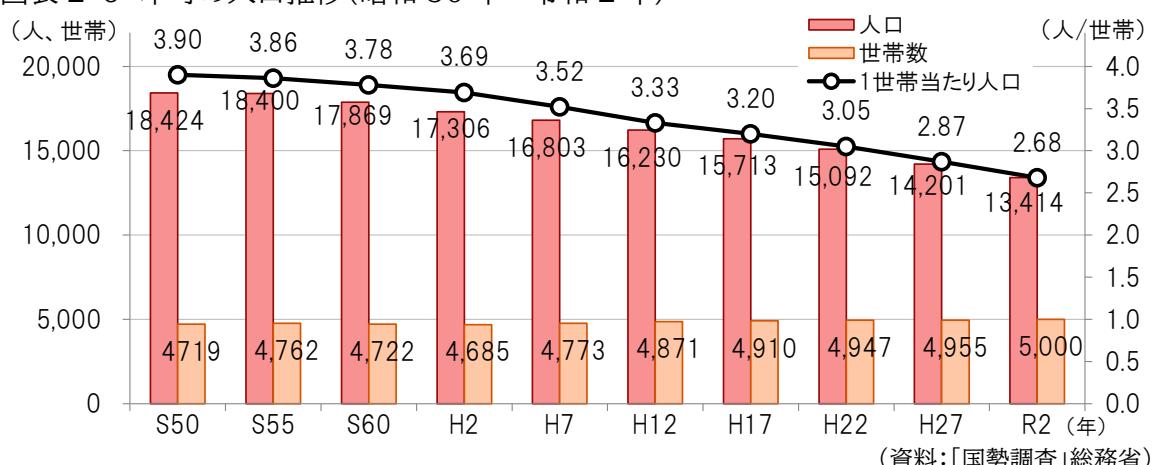
図表 2-5 本町の土地利用現況



4 人口・世帯数

国勢調査によると、令和2年の本町の人口は 13,414 人となっており、前回調査の平成 27 年人口 14,201 人と比較して 787 人(5.5%)減少しています。逆に、令和2年の世帯数は 5,000 世帯となっており、平成22年(2010年)の4,947世帯と比較して 45 世帯(0.9%)増加しています。このことから、人口は減少傾向にありますが世帯数は増加傾向にあり、世帯の少人数化(核家族化)が進行していると思われます。また、1世帯当たりの人員については、昭和50年の3.90 人から令和2年には 2.68 人にまで低下しています。

図表 2-6 本町の人口推移(昭和 50 年～令和 2 年)



第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 分別区分

本町のごみの分別区分は、「もえるごみ」、「もえないごみ」、「資源ごみ」、「直接搬入するもの」、「拠点回収しているもの」の5種 14 分別としています。なお、令和7年12月よりプラスチック類のうち製品プラスチックの分別収集を開始しました(P37 参照)。

また、ごみの焼却施設が井原クリーンセンターから井笠広域里庄清掃工場へ変更となったことで、可燃性粗大ごみの搬入先や受け入れ可能なものが図表 3-1-1 のとおり変更となりました。

図表 3-1-1 本町のごみ分別区分と収集頻度(令和7年12月から)

区分	ごみの分別区分	収集頻度
もえるごみ	(30cm以下の焼却処理できるごみ) 生ごみ類、布・紙類(資源ごみで出せないもの)、皮革類、プラスチック類(資源ごみで出せないもの)、落ち葉、草、紙おむつ、生理用品	週2回
もえないごみ	(30cm以下の焼却処理できないごみ) 陶器類、ガラス類、金属やゴムが混ざったプラスチック製品、金属類、ライター、傘、スプレー缶	隔週1回
資源ごみ	プラスチック類 (容器包装プラスチック・製品プラスチック)	週1回
	ペットボトル	週1回
	びん・缶	隔週1回
	古紙	隔週1回
	古着類・廃食油	隔週1回
施設へ直接搬入するもの	可燃性粗大ごみ (30cm以下に切ることができないもの、指定袋に入らない大きさのもの) 木製家具、電気カーペット・電気毛布(基盤、コードは取る)、ふとん、畳、木材(長さ2m×幅1m×厚さ15cm以下)、剪定枝(長さ1m×太さ15cm以下)、プラスチック製品(30cm以上)等	直接搬入 ⇒井笠広域里庄清掃工場 ※役場での受付不要
	不燃性粗大ごみ (30cm以下に切ることができないもの、指定袋に入らない大きさのもの) 自転車、ストーブ、おもちゃ、扇風機、掃除機等	直接搬入 ⇒井笠広域資源化センター ※搬入の際、搬入日当日に町が交付する許可証が必要です。
	ガレキ類など(コンクリート殻、ブロック類、瓦、レンガ、陶器、タイル、土壁、ガレキ混合物)	直接搬入 ※役場での受付不要 ⇒(株)アースクリエイト
	使用済小型家電 電池類(乾電池、充電式電池) リチウムイオン電池、リチウムイオン電池使用製品 水銀使用廃製品(蛍光灯、体温計、血压計、温度計)	各地区公民館の回収ボックス
※不燃性粗大ごみについては、各地区で年に一度収集日を設けて回収を行っています。 ※祝日等の影響により、収集頻度が異なることがあります。		

2 ごみの収集運搬及び処理体制

(1)ごみの収集運搬の頻度及び体制

本町における現在の基本的な収集頻度は図表 3-1-2 のとおりです。もえるごみが週2回、もえないごみが月2回、資源ごみについては古紙、缶、びん。古着類が月2回で、ペットボトル及びプラスチック類が週1回となっています。

そのほか、不燃性粗大ごみについては、本町の各地区で年に一度、地域の環境衛生協議会や地元企業の協力で収集を行っています。使用済小型家電、電池類(乾電池、充電式電池)、リチウムイオン電池・リチウムイオン電池使用製品、水銀使用廃製品(蛍光灯、体温計、血圧計、温度計)、廃食油については、各地区の公民館でボックス回収を行っています。

なお、本町のゴミステーションでの収集頻度は、岡山県西部衛生施設組合の構成市町(笠岡市、井原市、浅口市、里庄町)(以下、この3市2町を「構成市町」という。)と概ね同等の頻度で収集を行っています。

本町における収集運搬は図表 3-1-3 に示すとおりです。すべてのごみ区分において委託(1件)により行っています。一般廃棄物収集運搬業許可を行っている業者数は3件です。

図表 3-1-2 本町のごみ種類別収集頻度と構成市町のごみ種類別収集頻度の比較

分別区分	矢掛町	笠岡市	井原市	浅口市	里庄町
もえるごみ	週2回	週2回	週1~2回	週2回	週2回
もえないごみ	月2回	月2回 一部地域は月1回	月1回	月2回	月2回
資源ごみ	古紙	月2回 一部地域は月1回	月2回 一部地域は月1回	拠点回収 月1回	月2回
	缶	月2回 一部地域は月1回	月1~4回	月2回	月2回
	ペットボトル	週1回 一部地域は月1回	月1~4回	月2回	月2回
	プラスチック類	週1回 一部地域は月2回	月1~4回	月2回	月2回
	びん	月2回 一部地域は月1回	月1~4回	月2回	月2回
	古着類(古布)	月2回 一部地域は月1回	月2回 一部地域は月1回	拠点回収 月1回	月2回

※分別区分名称は本町での名称としています。

※祝日との関係で、上記表の収集頻度によらない場合があります。

図表 3-1-3 収集運搬体制(委託・許可件数と機材・作業人数)

区分	件数	機材・作業人数
委託	1件	車両9台・作業人数11名
許可	3件	車両22台・作業人数20名

(2)ごみ処理の流れと処理施設

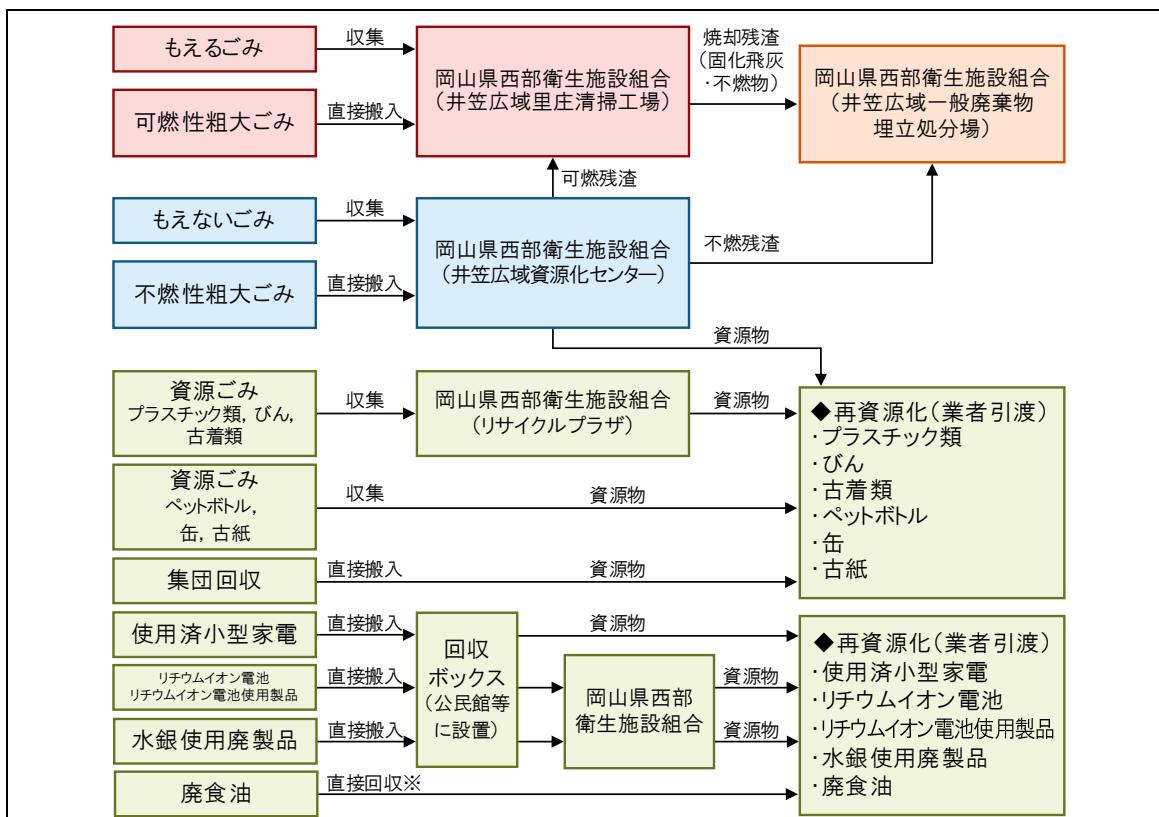
本町から排出されるごみの処理は、焼却施設(井笠広域里庄清掃工場)，粗大ごみ処理施設(井笠広域資源化センター)，再生利用施設(リサイクルプラザ)で行っています。

このうち，井笠広域里庄清掃工場は令和8年4月1日より供用開始となる新たな焼却施設であり，岡山県西部ブロックにおける可燃ごみの広域処理が開始となります。なお，分別変更は井笠広域里庄清掃工場の試運転開始と合わせ，令和7年12月より開始しています。

有価物となる資源ごみのうち，缶及び古紙，ペットボトルはリサイクルプラザに搬入せず，本町が資源化業者に直接引き渡し，売却しています。焼却残渣等は，最終処分場(井笠広域一般廃棄物埋立処分場)で処分を行っています。

今後は岡山県や岡山県西部衛生施設組合の西部ブロックごみ処理広域化計画に基づき，周辺自治体と連携しつつ，各施設の整備及び運営を含めて計画を進めていきます。

図表 3-1-4 ごみ収集・運搬・処理の流れ



※廃食油はごみステーションに設置のポリタンクで回収します。

図表 3-1-5 本町のごみ処理関連施設

区分	施設名	所在地	供用開始	構成市町など
焼却施設	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域里庄清掃工場	里庄町	R8	笠岡市, 井原市, 浅口市, 里庄町, 矢掛町
粗大ごみ処理施設	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市	H7	
再生利用施設	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ		H12	
最終処分場	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域一般廃棄物埋立処分場	井原市	R4	

3 本町のごみ排出量の現状と既定計画の進捗状況

(1)年間ごみ排出量

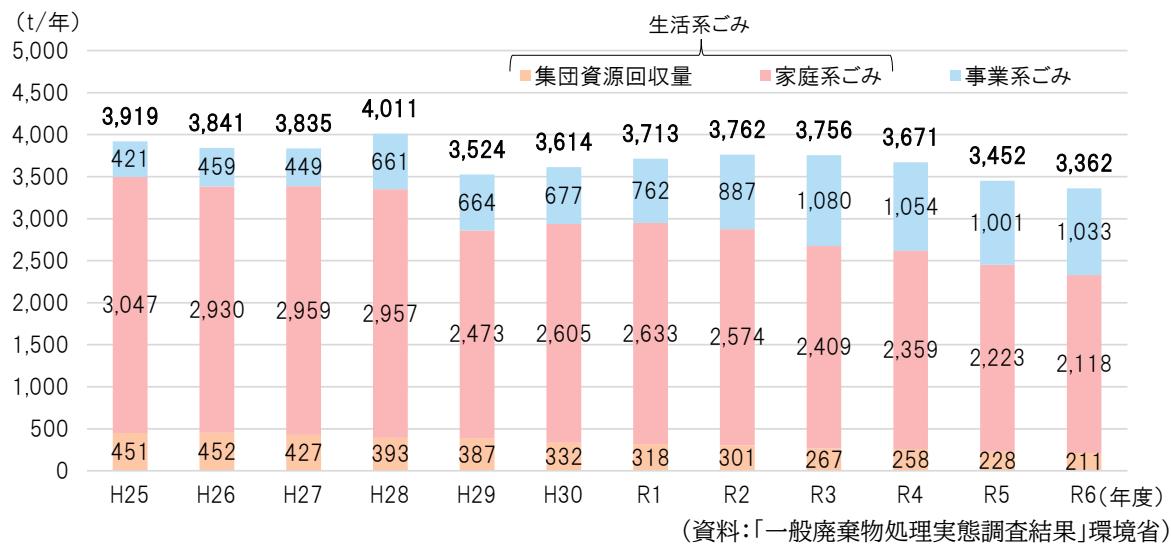
本町の年間ごみ排出量の現状を図表 3-1-6 に、既定計画の進捗状況を図表 3-1-9 に示します。

年間ごみ総排出量は、平成29年度の指定ごみ袋制導入に伴い大幅に減少しましたが、翌年から令和3年度まで増加傾向となっていました。令和4年度からは減少傾向に転じて令和6年度には 3,362t となり、既定計画の令和7年度目標値を令和6年度時点で達成しています。

生活系ごみ年間排出量は令和元年度から減少傾向にあり、令和6年度には 2,329t まで減少し、既定計画の令和7年度目標値を令和6年度時点で達成しています。

事業系ごみ年間排出量は増減を繰り返しつつも長期的には増加傾向にあります。令和6年度には 1,033t と 10 年間で2倍以上に増加しており、図表 3-9 に示すとおり既定計画の令和7年度目標値は未達成となる見込みです。事業系ごみは事業活動に伴って排出されるごみであることから、事業活動が活発になればそれに比例してごみ排出量が増加する傾向にあります。本町においても、観光事業等の事業展開の推進による事業系ごみ排出量の増加があったものと考えます。

図表 3-1-6 年間ごみ総排出量の推移



◆ごみ総排出量

生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量

◆生活系ごみ排出量

家庭系ごみ+集団資源回収量

◆1人1日平均ごみ排出量(g/人・日)の計算方法

年間ごみ排出量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷365(日)×10⁶

◆1日平均ごみ排出量(t/日)の計算方法

年間ごみ排出量(t/年)÷365(日)

※事業系ごみの排出量は事業活動に伴って増減するものであり、人口に直接起因するものではないことから、1日平均ごみ排出量で算出します。

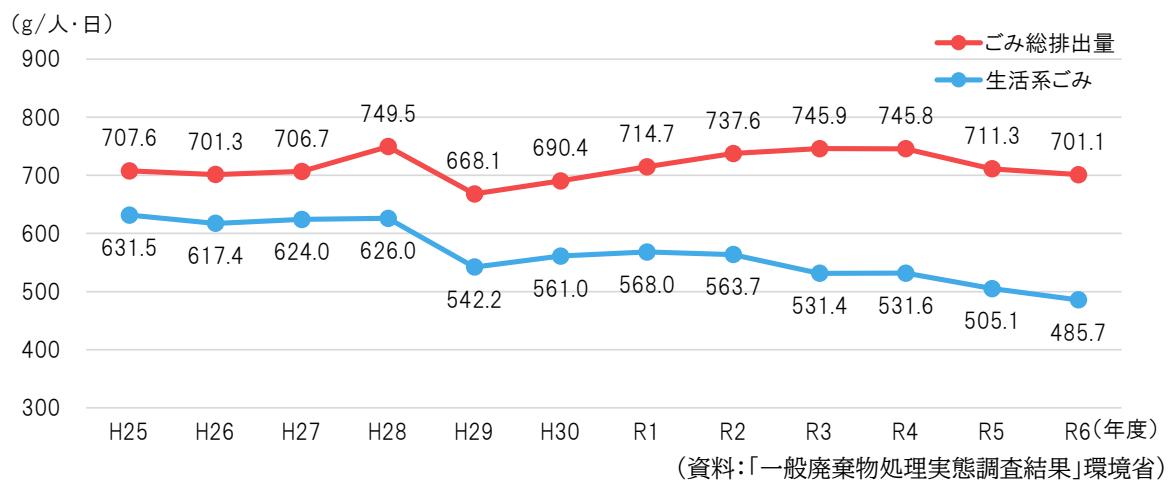
(2)1人1日平均ごみ排出量

本町における年間ごみ総排出量を、行政区域内人口と 365 日で除して求めた1人1日当たりの平均排出量(以下、「1人1日平均ごみ排出量」という。)の推移を図表 3-1-7 に示します。

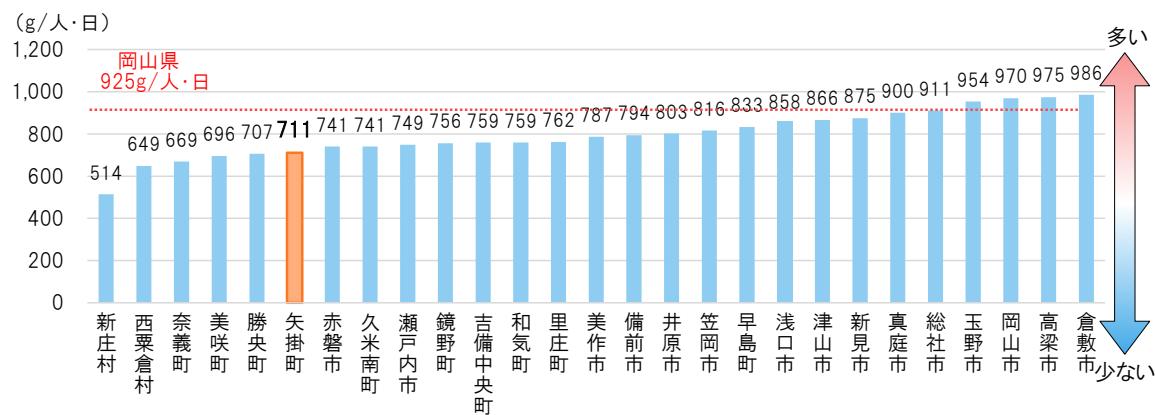
平成 29 年度から令和3年度までは増加傾向で推移していましたが、令和4年度には減少に転じ、令和6年度において 701.1 グラムとなっています。

本町と岡山県内市町村との比較を図表 3-1-8 に示します。本町の1人1日平均ごみ総排出量は、県内市町村の中で6番目に少ない排出量となっています。

図表 3-1-7 1人1日平均ごみ排出量の推移



図表 3-1-8 岡山県内市町村における1人1日平均ごみ総排出量の比較(令和5年度)



図表 3-1-9 既定計画の進捗状況①

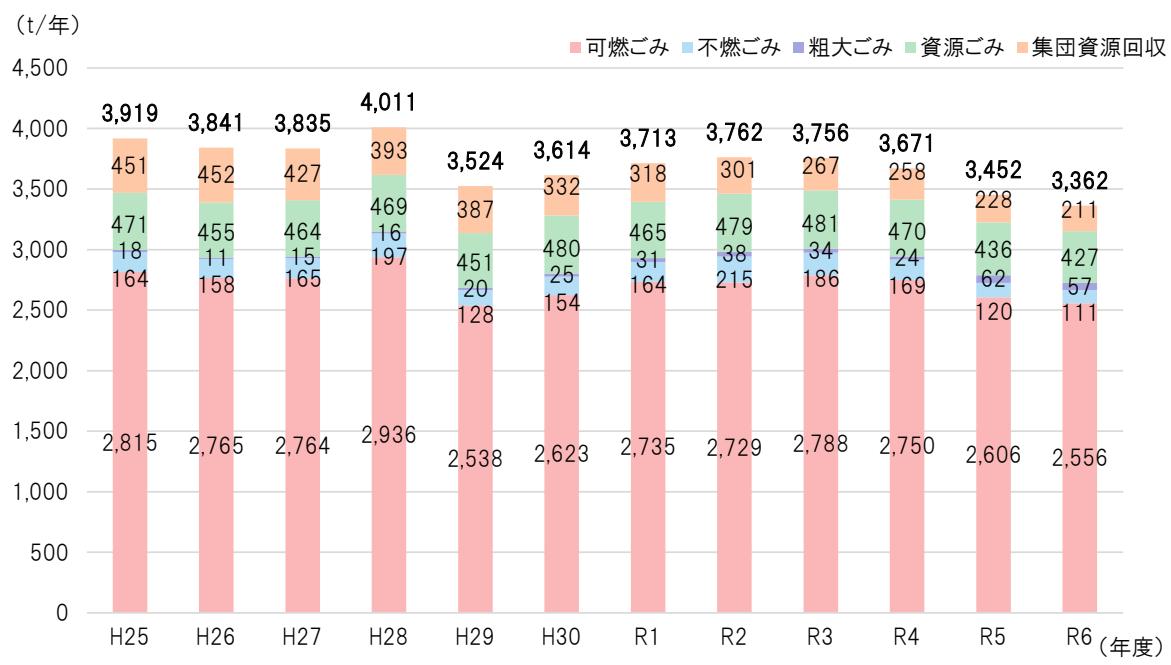
	既定計画		実績値 (令和6年度)	達成/未達成
	基準年度 (平成25年度)	目標値 (令和7年度)		
生活系 ごみ	年間排出量	3,498t/年	3,248t/年	2,329t/年 達成
	1人1日当たり排出量	631.5g/人・日	579.2g/人・日	485.7g/人・日 達成
事業系 ごみ	年間排出量	421t/年	380t/年	1,033t/年 未達成
	1人1日当たり排出量	1.15t/日	1.04t/日	2.82t/日 未達成

(3)ごみ種別排出量の推移

本町の種類別の年間ごみ排出量の推移を図表 3-1-10 に、既定計画の進捗状況を図表 3-1-11 に示します。

本町では可燃ごみが全体の7割以上を占めており、指定ごみ袋制度を導入した平成 29 年度において大幅に減少しています。しかし、令和3年度までは増加傾向となり、以降は減少傾向となりましたが、既定計画の令和7年度目標値は未達成となる見込みであり、「不燃ごみ+粗大ごみ」及び「資源ごみ+集団資源回収量」の指標についても同様に既定計画の令和7年度目標値は未達成となる見込みです。

図表 3-1-10 ごみ種類別年間ごみ排出量の推移



(資料:「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省)

図表 3-1-11 既定計画の進捗状況②

	既定計画		実績値 (令和6年度)	達成/未達成
	基準年度 (平成25年度)	目標値 (令和7年度)		
ごみ総排出量	3,919t/年	3,550t/年	3,362t/年	達成
可燃ごみ	2,815t/年	2,470t/年	2,556t/年	未達成
不燃ごみ+粗大ごみ	182t/年	150t/年	168t/年	未達成
資源ごみ+集団資源回収量	922t/年	930t/年	638t/年	未達成

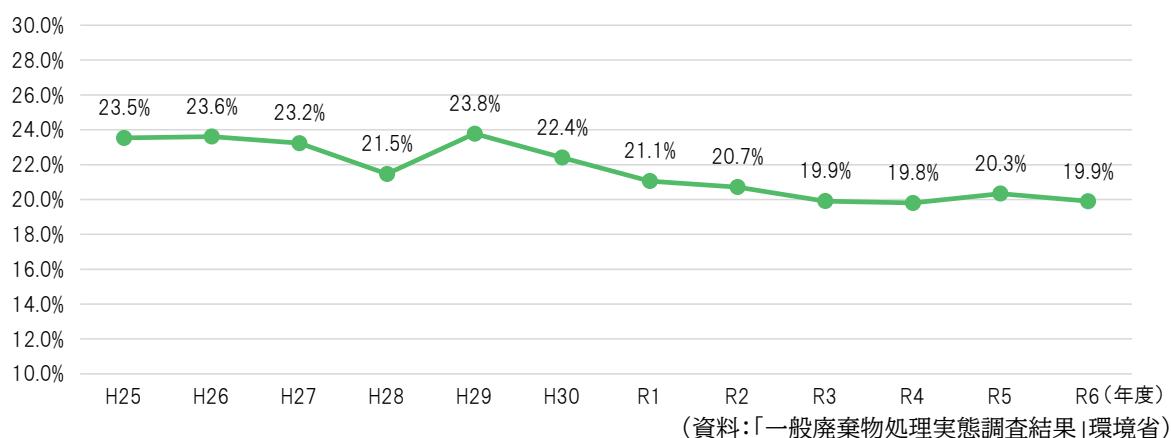
(3)リサイクル率

本町におけるごみ総排出量に占める再資源化量(集団資源回収量を含む)の割合を示すリサイクル率の推移を図表 3-1-12 に、既定計画の進捗状況を図表 3-1-14 に示します。

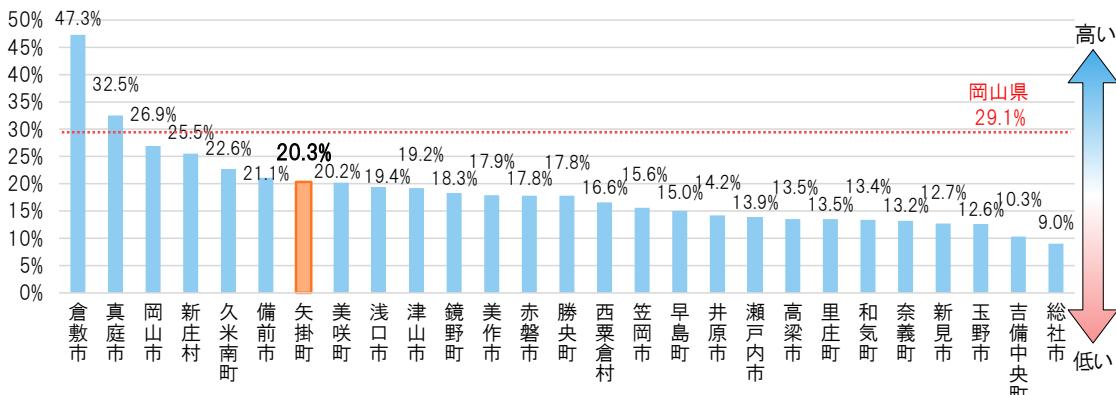
本町のリサイクル率は、増減を繰り返しつつも長期的には減少傾向となっています。令和6年度には 19.9%となっており、既定計画の令和7年度目標値は未達成となる見込みです。このことから、再資源化が可能なごみの更なる分別徹底を図り、リサイクル率の向上に一層取り組んでいく必要があります。

本町と岡山県内市町村との比較を図表 3-1-13 に示します。本町のリサイクル率は、県内市町村の中で7番目に高いリサイクル率となっています。

図表 3-1-12 リサイクル率の推移



図表 3-1-13 岡山県内市町村におけるリサイクル率の比較(令和5年度)



※数値が高いほど、再資源化や資源の有効利用が進んでいることを示しています。

(資料:「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省)

図表 3-1-14 リサイクル率の実績値及び既定計画目標値の進捗状況

	既定計画		実績値 (令和6年度)	達成/未達成
	基準年度 (平成25年度)	目標値 (令和7年度)		
リサイクル率	23.7%	26.2%	19.9%	未達成

◆リサイクル率(%)の計算方法

(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量)÷ごみ総排出量×100

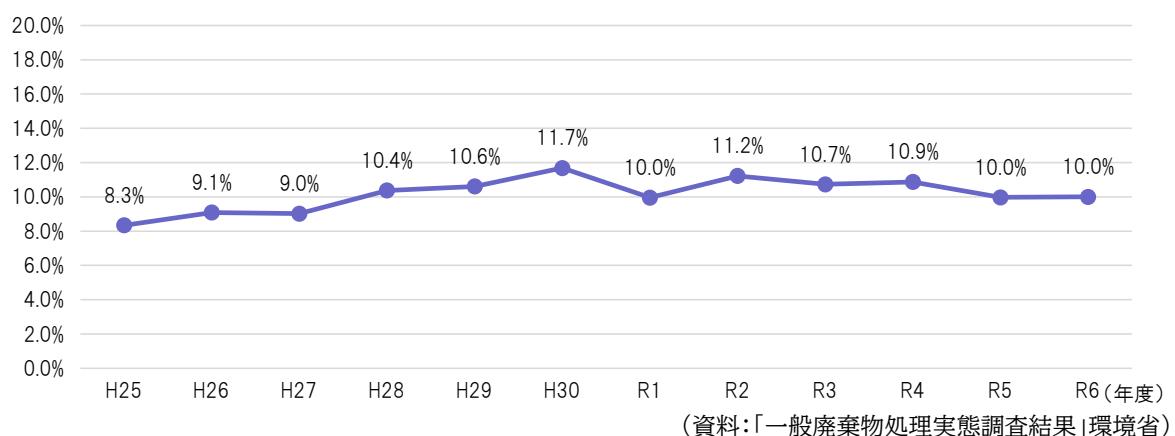
(4)最終処分率

本町におけるごみ総排出量に占める最終処分量の割合を示す最終処分率の推移を、図表 3-1-15 に、既定計画の進捗状況を図表 3-1-17 に示します。

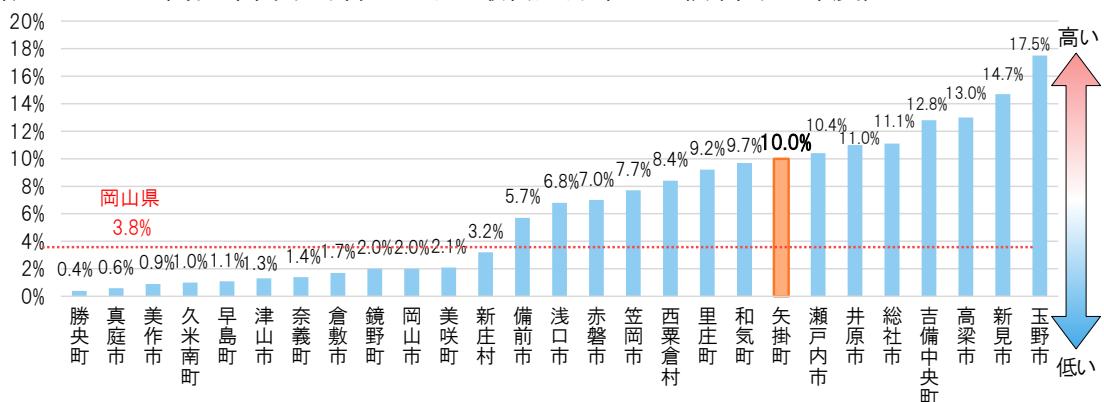
平成 30 年度までは増加傾向であり、令和元年度に大幅に減少しました。令和2年度に増加して以降は減少傾向に転じ、令和6年度には 10.0%となりましたが、既定計画の令和7年度目標値は未達成となる見込みです。このことから、資源物の分別徹底やごみの排出削減により、最終処分となるごみの減量を図るなど、最終処分率の改善に一層取り組んでいく必要があります。

本町と岡山県内市町村との比較を図表 3-1-16 に示します。本町の最終処分率は、県内市町村の中で8番目に高い最終処分率となっています。

図表 3-1-15 最終処分率の推移



図表 3-1-16 岡山県内市町村における最終処分率の比較(令和5年度)



(資料:「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省)

図表 3-1-17 最終処分率の実績値及び既定計画目標値の進捗状況

	既定計画		実績値 (令和6年度)	達成/未達成
	基準年度 (平成25年度)	目標値 (令和7年度)		
最終処分率	8.3%	7.9%	10.0%	未達成

◆最終処分率(%)の計算方法

$$\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量} \times 100$$

(5)ごみの性状

本町におけるごみの排出状況を把握し、更なるごみの排出削減・再資源化を推進するうえでの基礎資料や啓発資料とするため、生活系可燃ごみ及び生活系不燃ごみのごみ組成調査を実施しました。調査概要は図表 3-1-18 のとおりです。なお、令和7年度 12 月から分別変更により製品プラスチックの分別区分は「資源ごみ」となりましたが、ごみ組成調査日時点での分別区分は「不燃ごみ」でした。よって本計画におけるごみ組成調査結果においては、調査日時点での分別区分の「不燃ごみ」を『適正排出』としています。

◆生活系可燃ごみの調査結果(図表 3-1-19 参照)

生活系可燃ごみには、資源ごみとして排出すべき『資源化可能』なものが 5.4% 排出されており、買い物や保管、調理時の工夫で『削減可能』なものが 9.8%，可燃ごみの分別区分ではない『分別不徹底』な異物が 1.7% 排出されていました。

また、可燃ごみに排出されていたプラスチック製品は 1.0% であり、そのすべてが岡山県西部衛生施設組合の定める再商品化基準適合品でした。

◆生活系不燃ごみの調査結果(図表 3-1-20 参照)

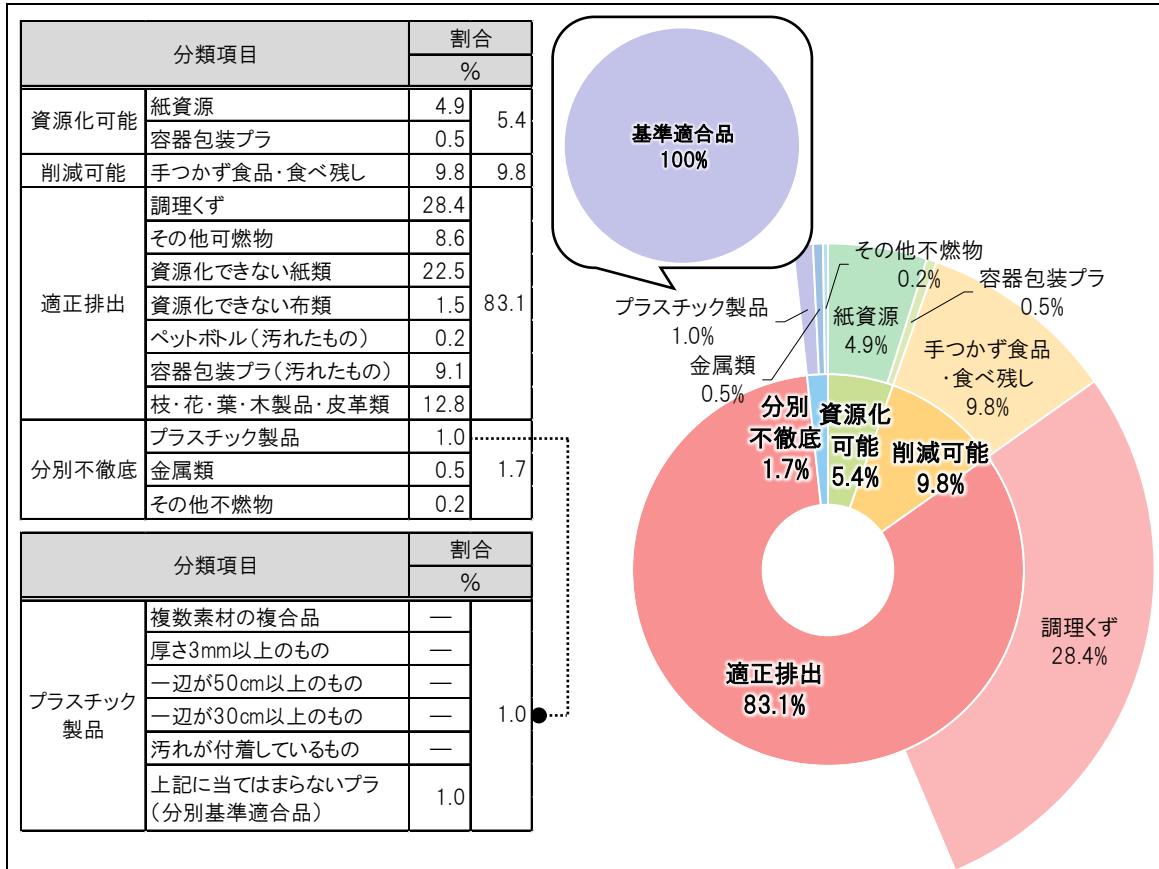
生活系不燃ごみには、資源ごみとして排出すべき『資源化可能』なものが 9.7% 排出されており、不燃ごみの分別区分ではない『分別不徹底』な異物が 2.5% 排出されていました。

また、不燃ごみに排出されていたプラスチック製品は 29.7% であり、そのうち 61.7% (生活系不燃ごみ全体に対しては 18.3%) が岡山県西部衛生施設組合の定める再商品化基準適合品でした。

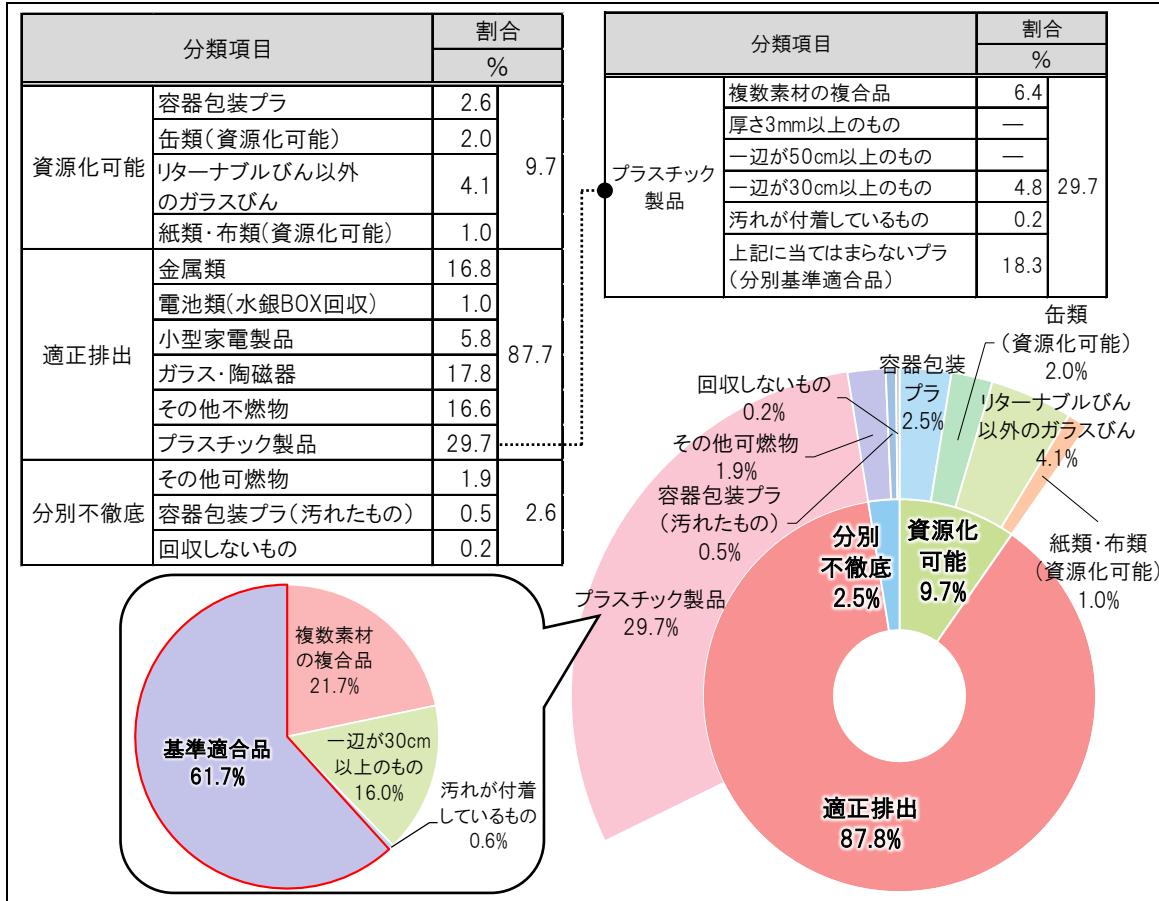
図表 3-1-18 ごみ組成調査概要

調査対象	生活系可燃ごみ 生活系不燃ごみ
調査対象地域	町内全域
調査日程	生活系可燃ごみ： 令和7年6月 19 日(木)【2区】，令和7年6月 20 日(金)【1区】 生活系不燃ごみ： 令和7年6月 11 日(水)【2区】，令和7年6月 18 日(水)【1区】
調査検体数	生活系可燃ごみ： 1検体(10 袋程度) 生活系不燃ごみ： 1検体(20 袋程度)
調査方法	1.町内各地区のごみステーション等から調査検体を回収。 2.施設へ搬入し、ごみ袋を破袋して、中のごみをごみ種類別に分類。 3.分類したごみ種類ごとに重量を計測。 4.湿重量割合を算定。

図表 3-1-19 生活系可燃ごみの組成調査結果



図表 3-1-20 生活系不燃ごみの組成調査結果

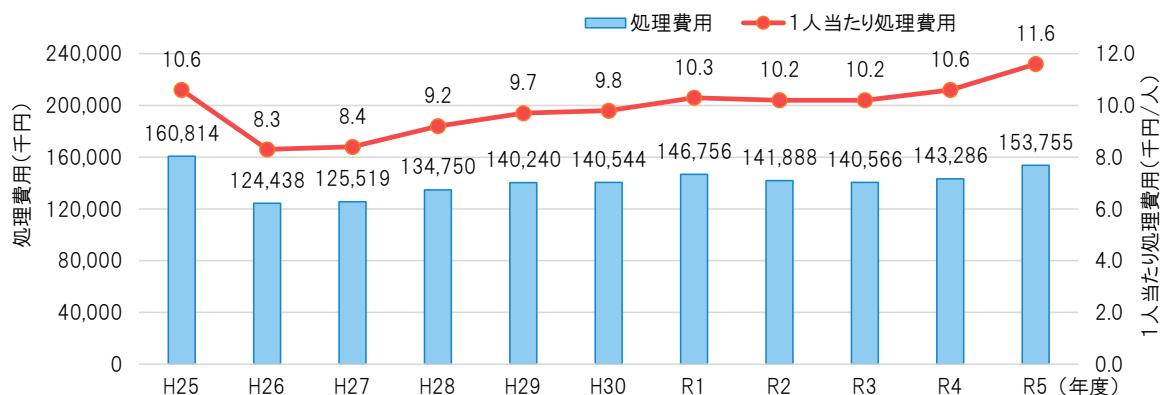


(6)処理コスト

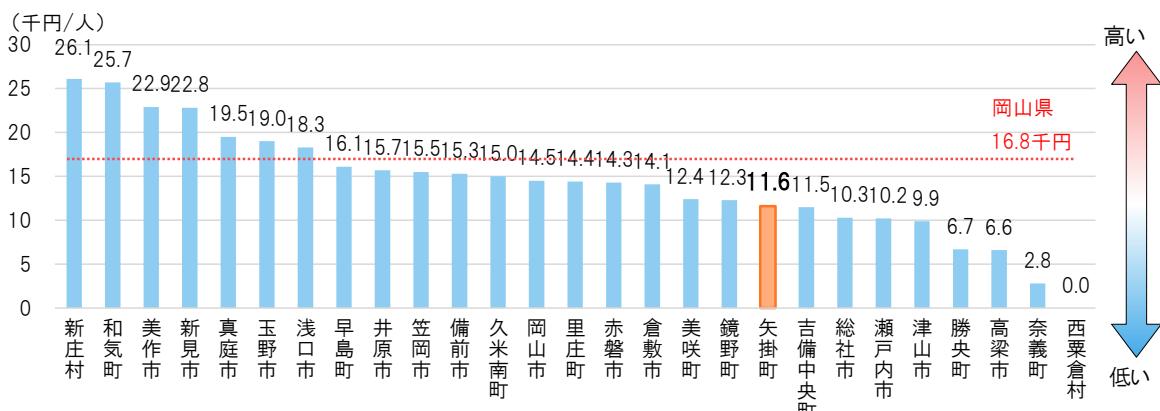
本町におけるごみの処理費(施設整備は含めない。)については徐々に増加傾向にあり、令和5年度には1億5千万円を超えてます。

一方で、令和5年度の1人当たりのごみ処理費用については、県内市町村の中で9番目に安い費用となっていますが、今後、施設整備費及び維持管理費、収集運搬費などの負担増が見込まれます。

図表3-1-21 本町のごみ処理費用及び1人当たり処理費用の推移



図表3-1-22 岡山県内市町村における1人当たり処理費用の比較(令和5年度)



(資料:「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省)

第2節 基本理念・基本方針

1 基本理念

本計画では、上位計画の「第6次矢掛町振興計画」において掲げたスローガンの一つである、「安全で安心を実感できるまちづくり」という生活環境の構築に関する理念のもと、ごみ処理に関する計画を策定します。

本計画は、町民・事業者・行政が一体となって廃棄物排出者責任を再認識し、ごみの発生・排出削減のみならず、資源が資源として正しく分別され、資源化されることで資源として循環する社会を目指し、「**地域一体となって、環境にやさしいクリーンなまちづくり**」を基本理念に定めます。この基本理念のもとで、ごみの発生・排出削減及び分別徹底のための数値目標を定め、本町の実情を勘案した実効性があり、なおかつ効果的な施策に取り組んでいきます。

地域一体となって、環境にやさしいクリーンなまちづくり

2 基本方針

本計画の基本方針は、基本理念のもとごみの発生・排出削減及び分別徹底についての方向性を示します。今後取り組む施策は、「一般廃棄物処理基本計画」に掲げる目標の実現に向け、町民・事業者・行政が一体となり、なおかつそれぞれの役割を自覚し積極的に取り組みを推進するため、資源を大切にするライフスタイルを見直す意識のもと、4つの施策を中心に展開しその達成を目指すものです。

①排出量削減と資源化推進のための”4R”の推進

ごみの排出量削減と資源化推進のため、ごみになるものの発生を回避する『Refuse:リフューズ』、ごみを減らす『Reduce:リデュース』、ものを繰り返し使う『Reuse:リユース』、資源として再生利用する『Recycle:リサイクル』を基本として、町民・事業者・行政が自らの役割を自覚し、協働して行う施策を推進します。

②プラスチック類の資源化推進

本町では、「容器包装プラスチック」にくわえ「製品プラスチック」の資源としての回収を開始しました。更なるプラスチックの資源化の促進のため施策を推進します。

③調理くず・食品ロスの発生・排出削減推進

水分が多く含まれている調理くずや食品ロスを削減し、食料資源の無駄のない使用や、ごみの焼却におけるエネルギーの節減を目指し、施策を推進します。

④事業系ごみの排出量削減と適正な分別・排出・処分の徹底

一般廃棄物として排出される事業系ごみの排出量削減・資源化の徹底を図るほか、産業廃棄物の混入を防ぎ、法律に則った適正なごみの分別・排出・処分を推進します。

第3節 ごみ排出量削減とリサイクル率増加の対策

1 西部ブロックごみ処理広域化計画

岡山県西部衛生施設組合は、令和7年3月に「西部ブロックごみ処理広域化計画」(以下、「広域化計画」という。)を策定しました。広域化計画は、構成市町のごみ処理を長期間にわたり安定して行うため、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画です。

よって本計画における数値目標の設定においては、広域化計画に示された数値目標の設定方法に整合しつつも、本町において実施した令和7年度ごみ組成調査の結果(P19 参照)及びごみ排出量の実績に基づいて目標設定するものとします。

2 数値目標の設定

目標対象品目は、『発生・排出削減』と『分別徹底』の2つの項目においてそれぞれ設定し、生活系ごみからの削減を目指します。なお、事業系ごみにおいては業種により排出されるごみの種類が異なることから目標対象品目は限定しないものとします。

(1)生活系ごみからの削減

●発生・排出削減

調理くず ⇒ 生活系収集可燃ごみから 5.9 g/人・日削減

本町の生活系可燃ごみのうち、調理くずは 28.4%と最も多くを占めています。調理くずは水分を多く含んでいることから、ごみの焼却の際に多くのエネルギーを必要とします。ごみ出し前の水切りや、食材を無駄なく消費するなどの工夫で調理くずの発生・排出削減を目指します。

手付かず食品・食べ残し ⇒ 生活系収集可燃ごみから 11.7 g/人・日削減

本町の生活系可燃ごみのうち、9.8%が手付かず食品・食べ残しであり、本来消費されるはずだった食材・食品が無駄になっています。

食品・食材の購入時や調理時に食べられる量を意識し、食材の保存時には食材に適した方法を実践するなど、手付かず食品・食べ残しの発生・排出削減を目指します。

●分別徹底

古紙 ⇒ 生活系収集可燃ごみから生活系収集資源ごみへ 8.8 g/人・日分別

本町の生活系可燃ごみのうち 4.9%が古紙であり、本来資源化可能な紙類が可燃ごみとして排出されています。資源ごみとして正しく分別し資源化することで、リサイクル率の向上のみでなく、ごみの排出量削減にもつながることから、資源化可能な古紙の種類を周知し、古紙の分別徹底を目指します。

プラスチック類

●容器包装プラスチック

⇒ 生活系収集可燃ごみから生活系収集資源ごみへ 2.9 g/人・日分別

本町の生活系可燃ごみのうち、容器包装プラスチックの汚れたものが 9.1%，汚れていないものが 0.5%含まれていました。汚れた容器包装プラスチックの中には、軽く洗えば資源化が可能なものも含まれていたことから、容器包装プラスチックの更なる分別徹底を目指します。

●製品プラスチック

⇒ 生活系収集可燃ごみから生活系収集資源ごみへ 1.1 g/人・日分別

⇒ 生活系収集不燃ごみから生活系収集資源ごみへ 1.7 g/人・日分別

製品プラスチックの分別区分が「不燃ごみ」であった令和7年7月に実施したごみ組成調査では、製品プラスチックのうち「分別基準適合品」が生活系不燃ごみには 18.3%，生活系可燃ごみには 1.0% 含まれていました。その後、令和7年12月より組合管内の構成市町において製品プラスチックの分別収集が開始となり(P37 参照)、製品プラスチックの分別区分は「資源ごみ」となりました。

製品プラスチックの生活系可燃ごみ及び生活系不燃ごみへの混入を減らし、資源ごみとして適正に資源化するため、製品プラスチックの更なる分別徹底を目指します。

(2)事業系ごみからの削減

●発生・排出削減

事業系可燃ごみ ⇒ 事業系許可業者収集可燃ごみから 0.1 t/日削減

事業系ごみは事業活動に伴って排出されることから、事業活動が活発になれば排出量が増加する傾向にあります。一方で、排出事業者責任^{*}により、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。本町のごみ総排出量に対する事業系ごみの排出割合は年々増加していることから、事業系ごみの大半を占める事業系可燃ごみにおいて、発生・排出削減を目指します。

◆排出事業者責任

廃棄物処理法第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする「排出事業者責任」が定められています。

3 数値目標のまとめ

本計画における目標は、本町のごみ排出量や資源化状況などを踏まえてごみの『発生・排出削減』と『分別徹底』の促進を図り、ごみ排出量の削減とリサイクル率の増加を進めるものです。

長期目標年度である令和22年度において、新たに施策や対策を講じなかった場合に予想される将来推計値(以下、「単純推計値」という。)から、以下のとおり数値目標を設定します。

(1)生活系ごみからの発生・排出削減と分別徹底

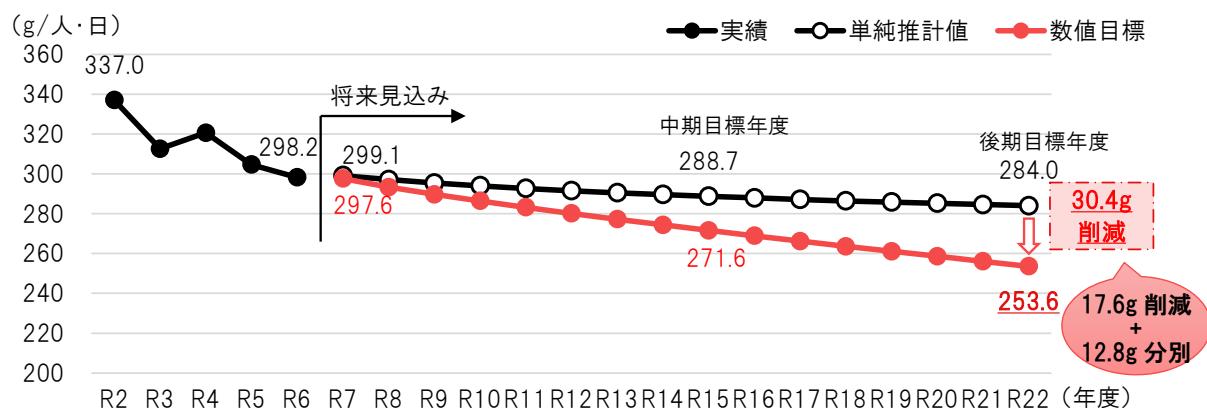
●発生・排出削減目標

生活系収集可燃ごみ	17.6 g/人・日 削減(可燃ごみから削減)	 塩大さじ 約1杯
-----------	-------------------------	--

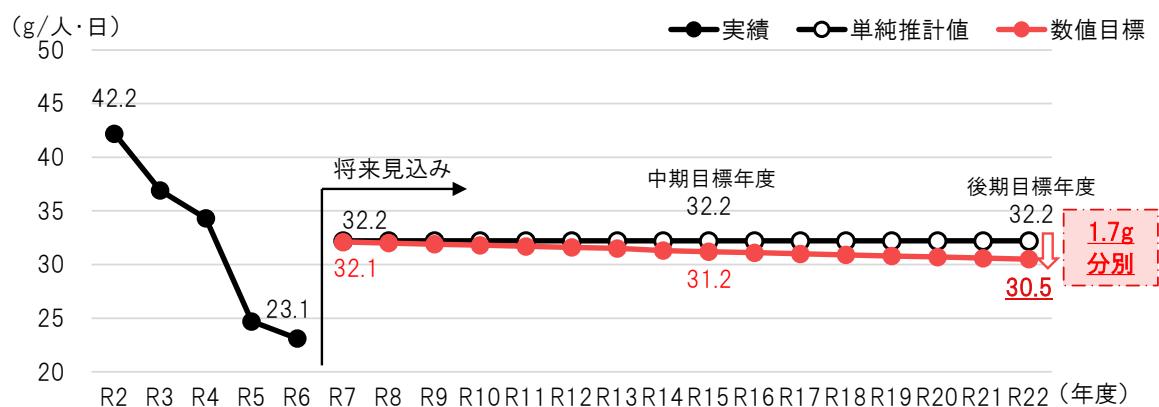
●分別徹底目標

生活系収集可燃ごみ	12.8 g/人・日 分別徹底(可燃ごみから資源へ分別)	 コピー用紙 約3枚
生活系収集不燃ごみ	1.7 g/人・日 分別徹底(不燃ごみから資源へ分別)	 ストロー 約3本

図表 3-3-1 生活系収集可燃ごみの数値目標



図表 3-3-2 生活系収集不燃ごみの数値目標



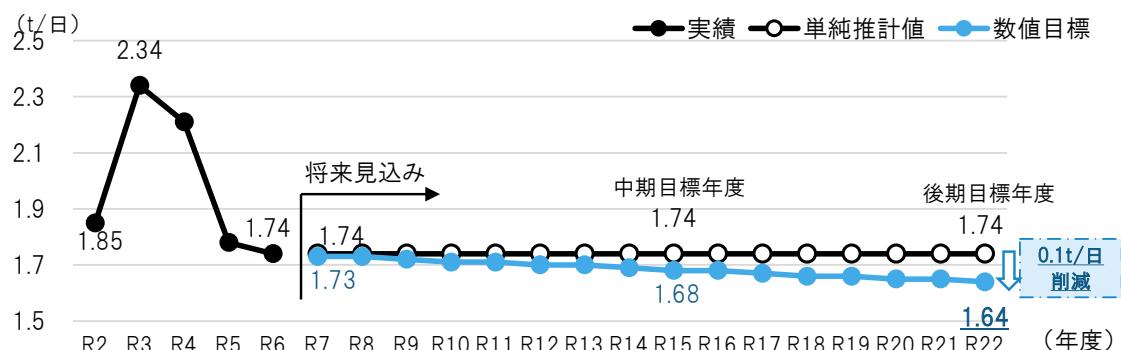
※令和2～6年度の5年間で排出量が大幅に減少していますが、この傾向が今後も継続するものとは考えにくいことから、ある程度の排出量の増加を見込んで令和7年度以降の将来見込み(単純推計値)を設定しています(令和2～6年度数値の平均)。よって、令和6年度実績値よりも単純推計値及び数値目標が高い値となっています。

(2)事業系ごみからの削減

●発生・排出削減目標

事業系許可業者 収集可燃ごみ	0.1t/日 削減(可燃ごみから削減)
---------------------------	----------------------------

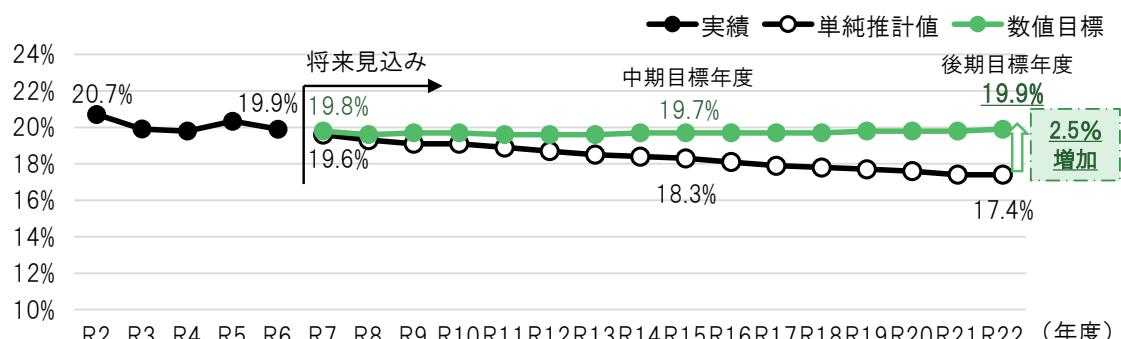
図表 3-3-3 事業系許可業者収集可燃ごみの数値目標



(3)資源化目標

リサイクル率	2.5% 増加
---------------	----------------

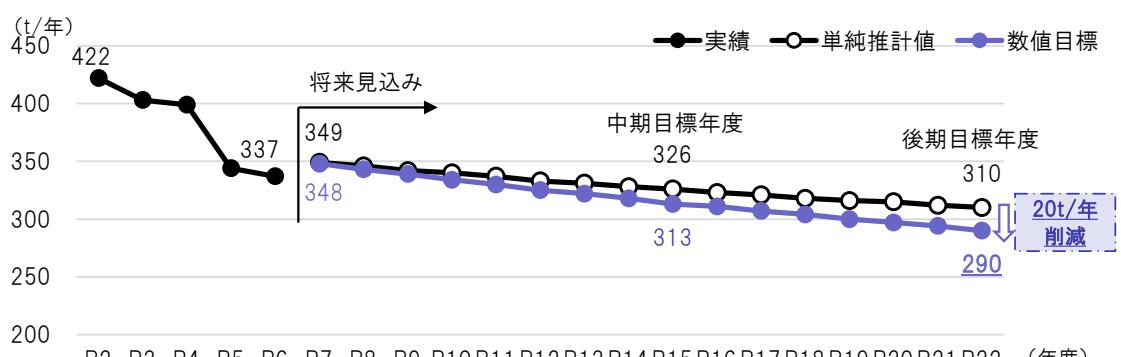
図表 3-3-4 リサイクル率の数値目標



(4)最終処分量目標

最終処分量	20t/年 削減
--------------	-----------------

図表 3-3-5 最終処分量の数値目標

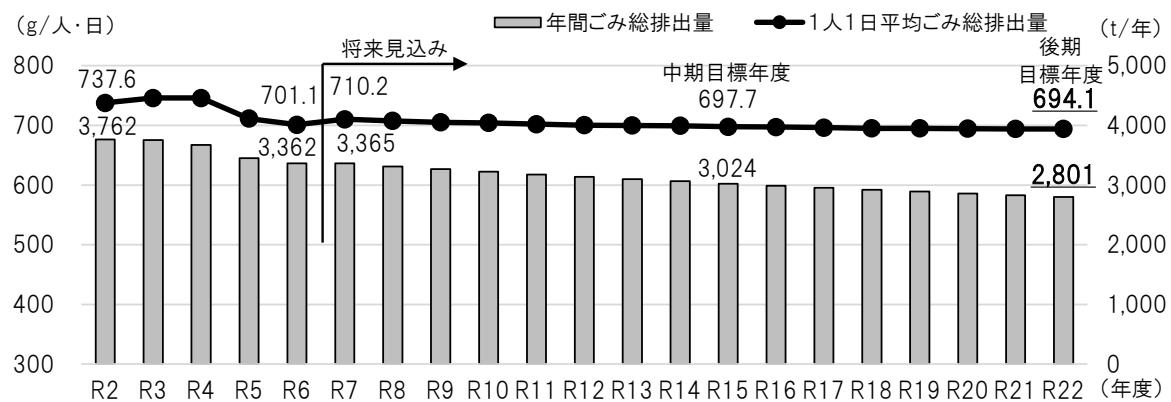


※令和6年度実績値より令和7年度推計値が増加している要因は、生活系収集不燃ごみ数値目標の注釈に記載の事由によります。

(5)年間ごみ総排出量と1人1日平均ごみ総排出量

以上の数値目標を達成した場合の年間ごみ総排出量と1人1日平均ごみ総排出量を図表 3-3-6 に示します。後期目標年度において年間ごみ総排出量は 2,801 トン, 1人1日平均ごみ総排出量は 694.1 グラムを目指します。

図表 3-3-6 年間ごみ総排出量と1人1日平均ごみ総排出量



(6)国の目標値との比較

国において、令和6年8月に新たに第5次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、図表 3-3-7 のとおり、循環型社会形成に向けた指標が設定されています。この指標と本町における令和 12 年度における将来の推計値を比較すると、ごみ排出量、1人1日当たり家庭系ごみ排出量、最終処分量、1人1日当たりごみ焼却量で目標値を達成しています。リサイクル率については目標値より 6.4 ポイント低く、未達成の見込みです。本町では厨芥類の資源化やごみの焼却により発生する焼却灰の資源化等を行っていないことから、リサイクル率の達成は困難な状況にありますが、自治体・町民・事業者が一体となって可能な限りの資源化に取り組んでいく必要があります。

図表 3-3-7 国の目標値との比較

	国 の 目 標 年 度	国 の 目 標 値	令 和 12 年 度 矢掛町の達成見込み
ごみ排出量 (令和4年度比)	令和12年度	約9%削減	13.1%削減
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (集団資源回収、資源ごみを除く)		約478g	312g
リサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率)		約26%	19.6%
最終処分量 (令和4年度比)		約5%削減	18.5%削減
1人1日当たり収集ごみ焼却量		約580g	543g

※一般廃棄物の出口側循環利用率の目標値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(令和7年2月 18 日付変更)によります。

第4節 目標達成のための施策

1 施策の体系

町(行政)のみが施策を講ずるだけでは、目標達成は困難です。行政・住民・事業者それぞれの立場において一人ひとりがごみに関する課題に向き合い、施策を実施していくことが目標達成において最も重要となります。よってごみの発生・排出削減や分別徹底の目標を達成するため、本町・住民・事業者の各主体において(1)住民・事業者の意識向上 (2)4R の推進 (3)住民・事業者との協働 (4)適正な収集運搬・処理・処分 (5)その他施策 の5つを大きな柱として、以下のとおり施策を実施していくものとします。

図表 3-4-1 施策の体系

(1)住民・事業者の意識向上

施策1	普及啓発による住民・事業者の意識向上
施策2	ごみ処理施設研修補助金
施策3	研修会・まちづくり出前講座の実施
施策4	環境教育の推進
施策5	排出事業者責任に基づく事業系ごみの削減・資源化徹底

(2)4Rの推進

施策6	生ごみの排出削減・資源化促進
施策7	生ごみの水切りの徹底
施策8	リユースプラットフォームの活用
施策9	矢掛町資源回収推進団体補助
施策10	分別方法の変更に伴う普及啓発
施策11	小型家電リサイクルの推進
施策12	水銀使用廃製品の回収
施策13	リチウムイオン電池・リチウムイオン電池使用製品の回収
施策14	廃食油の回収

(3)住民・事業者との協働

施策15	町民意見の聴取
施策16	町民による環境関連活動の支援

(4)適正な収集運搬・処理・処分

施策17	収集運搬体制の適正化
施策18	ごみステーションの適正管理
施策19	ごみ処理広域化の継続・維持管理への協力
施策20	ごみ処理手数料の検討

(5)その他の施策

施策21	不法投棄・ポイ捨て・海洋ごみ対策
施策22	野外焼却対策
施策23	災害廃棄物対策

2 具体的な施策の内容

(1)住民・事業者の意識向上

施策1 普及啓発による住民・事業者の意識向上

本町の実施する施策の内容

本計画の目標値達成や、本町のごみに関する課題解決のため住民及び事業者への普及啓発による意識向上は重要です。よって、広報紙「広報やかげ」及びホームページへの掲載、各種パンフレットを提供するなど、様々な情報媒体を通じてあらゆる世代の町民へごみについての情報の周知を図ります。また、情報発信の内容は分かりやすいものとなるよう努めます。



各主体の役割・実施内容

町民・事業者

本町におけるごみに関する課題へ関心を持ちましょう。町の発信する情報を参考に、課題解決のため積極的に取り組みを行いましょう。

eco通信 eco communication 間町立課題推進エネルギー係 ☎(82)1011

特集 生ごみ処理機を活用しよう！

夏に入り、生ごみの処理に困ったことはありませんか？ 僕たちは、臭ったり、虫が来たり… ごみを食べてしまうも出てしまう生ごみ。そんな生ごみをどうにかしたい！

補助金を使ってお得な処理機器を購入して生ごみを出さずに楽しめませんか？

ごみを減らすと環境にも優しく、地球温暖化の対策にもなります！

生ごみ処理機使用者に
アンケートを取って生の
声をきいてみました！

Q. 生ごみ処理機を買おうと思った理由は何ですか？

1位 生ごみの量が減らすことできましたと思ったから

2位 犬用糞便から補助金で買いましたから

Q. 生ごみ処理機を売った方が良いと思ったことはなんですか？

1位 生ごみの処理が楽になった

2位 生ごみの量が減った

Q. 生ごみ処理機を買ってみて、排出するごみの量が減ったと思いますか？

1位 かなり減った

2位 減った ➡ 全体で約7割の人が減ったという回答でした！

アンケート結果まとめると、
生ごみ処理機の満足度は
高い！

アンケートで最も多かった
答えありがとうございます！

矢掛町家庭用生ごみ処理機器設置事業 ぜひご活用ください！

生ごみ処理機（生ごみを機械的に攪拌・加熱等するもの）を購入する人の購入費用の2/3（最大60,000円）を矢掛町が補助します。生ごみ処理機には、いろいろな種類があります。ご家庭にあったものを選びましょう！

例えは			
	生ごみ処理機	金額	処理能力
A	約 100,000円	1回最大 2kg	
B	約 50,000円	1回最大 1Kg	
C	約 30,000円	1回最大 700g	

Aの生ごみ処理機器
(100,000円の場合)

補助金額 60,000円

実質 40,000円

になります！

Bの生ごみ処理機器
(50,000円の場合)

補助金額 33,000円

実質 17,000円

になります！

Cの生ごみ処理機器
(30,000円の場合)

補助金額 20,000円

実質 10,000円

になります！

▲ 左:広報やかげ(R6.8月号)
右:広報やかげ(R6.12月号)

施策2 ごみ処理施設研修補助金

本町の実施する施策の内容

ごみ処理施設の研修によって、町民のごみに関する知識および意識啓発の効果を上げるために、補助事業として推進します。

各主体の役割・実施内容

研修の様子▶



町 民

ごみ処理施設の研修に積極的に参加しましょう。ごみの処理・処分の方法についての知識を得て、日ごろのごみの分別・排出において役立てましょう。

◆ごみ処理施設研修補助

ごみの減量化と町民の環境美化意識の向上を図るため、おおむね 10 人以上の町内会、子ども会、婦人グループ、老人会などの団体がごみ処理施設等を研修した場合、1 人当たり 500 円を補助金として交付します。



ごみ処理施設研修補助の詳細及び
申込書のダウンロードはこちら▶

施策3 研修会・まちづくり出前講座の実施

本町の実施する施策の内容

町民のごみ問題に関する自主的な活動を推進するため、収集業者や環境活動団体とも連携し、最新のごみ関連情報の周知を行う研修会やまちづくり出前講座を実施し、ごみ排出削減・資源化の取り組みを支援します。ここで得られた町民・事業者の意見等は、町の施策や事業展開において参考とします。

各主体の役割・実施内容

町民・事業者

町職員が実施する研修会や出前講座に積極的に参加し、参加後には、自宅や職場等で研修・講座の内容を実践しましょう。



▲町職員による研修会・まちづくり出前講座の様子

施策4 環境教育の推進

本町の実施する施策の内容

町内小学校ではごみ処理施設や下水処理施設の見学を行い環境教育が実施されています。令和5年度からは携帯電話事業者と連携し、小学5年生を対象とした「ケータイ分解教室」を開催し、携帯電話に含まれる資源を実際に取り出す体験により、リサイクルの大切さを学んでいます。

令和6年度からは「やかげ環境フェア」を開催し、大人も子どもも参加でき、環境問題等について学べる機会の提供を行っており、それぞれの事業を通じて町民の意識啓発を図ります。

各主体の役割・実施内容

町 民	大人も子どもも環境学習や環境啓発イベントが開催される際には積極的に参加をし、環境問題について考え、学んだ内容を実践してみましょう。
-----	---



▲井原クリーンセンターの見学の様子



▲やかげ環境フェア

◆ケータイ分解教室

本町と携帯事業者で行う環境教育プログラムであり、本町内の小学校において、小学5年生を対象に令和5年度から実施しています。

携帯電話を専用工具を使用して分解し、携帯に内蔵されているレアメタルや貴金属等の存在を知ることで、リサイクルの重要性を知ることができます。この体験により、使用済小型家電製品の積極的なリサイクルを推進します。



▲ケータイ分解教室の様子

〈開催実績〉

令和5年度	矢掛小学校
令和6年度	美川小学校、山田小学校
令和7年度	三谷小学校、小田小学校
令和8年度(予定)	川面小学校、中川小学校

施策5 排出事業者責任に基づく事業系ごみの削減・資源化徹底

本町の実施する施策の内容

廃棄物処理法第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする「排出事業者責任」が定められています。

事業者から排出されるごみの分別徹底を図るため、事業者に対して町や商工会が周知及び啓発を行い、ごみの発生・排出削減、資源化を推進します。また、P5 に記載のとおり、産業廃棄物は本町において処理対象外としており、事業系一般廃棄物へ産業廃棄物を混入させて排出することも禁止としています。今後も、廃棄物処理法に則った適正なごみの分別・排出・処分を行うよう、指導を行うものとします。

各主体の役割・実施内容

事　業　者

廃棄物処理法によるごみの適正な排出を徹底しましょう。また、商工会が中心となって廃棄物減量等に取り組み、各事業所との連携をとりながら循環型社会形成推進に取組んでいきましょう。

事業系一般廃棄物削減事例集について
(岡山県ホームページ)



排出事業者責任の徹底について
(環境省ホームページ)



(2)4Rの推進

施策6 生ごみの排出削減・資源化促進

本町の実施する施策の内容

本町の令和7年度における生活系可燃ごみへの生ごみ(手付かず食品・食べ残し・調理くず)の排出割合は38.2%(P19参照)と最も多くを占めていることから、生ごみを削減・減量化させることは大変重要です。

本町では、生ごみ処理容器、生ごみ処理機、生ごみみたい肥化容器、ボカシ等の各種補助を行っています。これらの補助内容について、ホームページや広報等で町民へ普及啓発をし、利用につなげていくとともに、補助の継続や充実に努めるものとします。

各主体の役割・実施内容

町 民	生ごみ処理容器、生ごみ処理機、ボカシ、生ごみみたい肥化容器等を使用し、生ごみを削減・たい肥化してみましょう。
-----	--

◆生ごみ処理容器(コンポストなど)・生ごみ処理機購入費補助

生ごみ処理容器：土に埋めて使うことで、土の中の微生物により生ごみを発酵・分解させ、たい肥化する容器

生ごみ処理機：機械的に攪拌・加熱・乾燥等を行い、生ごみを減量化する電気式の機器

〈条件〉※どちらも満たす場合にのみ補助金を交付

- ① 町内に住所を有する方
- ②町税等を完納している方

〈補助内容〉※1世帯に各1つまで補助

生ごみ処理容器設置補助：購入金額の2/3(上限5,000円まで)

生ごみ処理機器などの補助：購入金額の2/3(上限60,000円まで)



◆生ごみみたい肥化容器(エコペール)・ボカシの補助

生ごみみたい肥化容器：密閉式の容器に生ごみとボカシを投入し、嫌気性発酵させることで液肥やたい肥を作る容器

ボカシ：植物の生育における障害を防ぐため、有機質肥料を施用する前に土等と混ぜ微生物により発酵・分解させた肥料

〈条件〉※どちらも満たす場合にのみ補助金を交付

- ①町内に住所を有する方
- ②町税等を完納している方

〈補助内容〉

生ごみみたい肥化容器(エコペール)：定価960円の2/3 ※町民課にて販売。

ボカシ：無料配布



各種補助・助成金の詳細及び
申込書のダウンロードはこちら▲

施策7 生ごみの水切りの徹底

本町の実施する施策の内容

生ごみには水分が多く含まれています。生ごみの水切りは、ごみ重量の減量になるだけでなく、ごみの焼却過程において水分を蒸発させるためのエネルギーの削減にもなります。可燃ごみ中の水分は焼却施設の耐用年数にも影響することから、生ごみの削減に関する取り組みは重要であり、本町では広報等により生ごみの水切りについての普及啓発を行うものとします。



各主体の役割・実施内容

町 民

生ごみを排出するときは、水切りを行いましょう。

やってみよう！生ごみの水切り！

◆生ごみの水切りのメリットは？

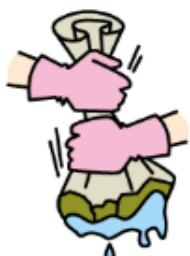
○エネルギーの節減

ごみに含まれる水分を蒸発させるために必要なエネルギーの節減や、ごみ重量の減量により、収集運搬におけるごみ収集車の燃費向上にもつながります。

○悪臭・衛生害虫対策

生ごみの悪臭は水分による腐敗が主要因です。水切りは台所の悪臭対策にも有効です。また、ごみステーションへ排出した後に生ごみから水分が垂れてしまうと、ごみステーションが汚れてしまうだけでなく、悪臭により衛生害虫や鳥獣による被害が発生する恐れがあり、これらの予防にも効果的です。

生ごみネット
+
手袋で絞る



生ごみネット
+
ペットボトルの上部分
+
手袋で絞る

もしくは



施策8 リユースプラットフォームの活用

本町の実施する施策の内容

本町では、リユースを推進しつつも住民サービスの向上につなげるため、株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら？」を通じたリユース活動の促進を行っています。「おいくら？」では、不要品の査定依頼をすることで全国の加盟リサイクルショップで査定され、複数のショップの買取価格を比較することができます。また、自宅まで買取りに来てくれるため、自宅にいながらリユースを行うことができます。本町では引き続き連携協定を継続するものとし、「おいくら？」の利用促進による更なるリユースの推進を行っていきます。

各主体の役割・実施内容

町 民	捨てようとしているものでまだ使用可能なものがあれば、「おいくら？」やリユース・リサイクルショップ、フリーマーケットアプリ等を活用し、積極的にリユースに取り組みましょう。
-----	--

不要品をごみとして捨てる前に!



で売ってリユースへつなげてみませんか？

詳しくはこちら



最短当日 手間をかけずに売却ができるかも!

おいくらはここが便利!

買取価格を比較して選べる

おいくらはここが便利!

最短当日引き取り可能

おいくらはここが便利!

大型や重いモノも買取対象

Check Item
この商品がよく売れてます!

家電 家具 趣味品

複数の買取店に一括査定依頼をして手軽に売却

Step1 不要品の商品情報を入力して査定を依頼

Step2 届いた査定結果を比較して買取店を選択

Step3 とっても簡単♪ 手間なくお財布にも優しい不要品処分が完了!

矢掛町 YAKAGE TOWN

MARKET ENTERPRISE

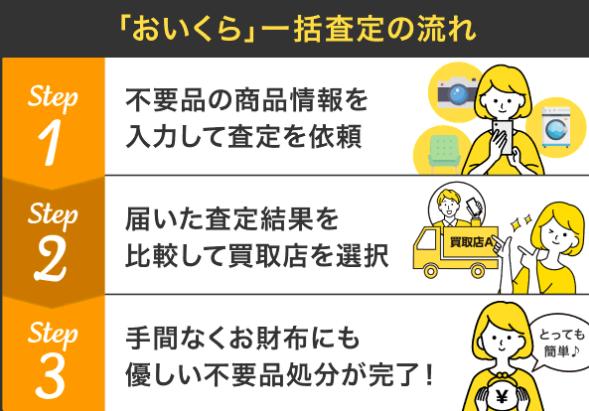
環境保護への取り組みが重要性を増しております

ごみを分別するのではなくリユースすることで大気中の二酸化炭素が減り、自然環境への負担を軽減する「持続可能な（サステナブル）」な社会づくりに貢献できます。

おいくらは株式会社マーケットエンタープライズが運営しております。

お問い合わせに関してはお問い合わせサービスサイトからお問い合わせください。

▼おいくら？でのリユース品査定の流れ

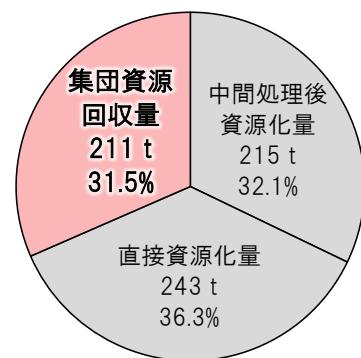


施策9 矢掛町資源回収推進団体補助

本町の実施する施策の内容

本町では、集団資源回収を行う町内の団体に対し、その資源回収量に応じた補助を行っています。集団資源回収による資源ごみの回収量は、令和6年度実績で211tと本町の総資源化量の1/3近くを占めていることから、集団資源回収は非常に重要な資源物の収集ルートとなっています。よって今後も参加団体の増加を目指して広報や啓発を行うものとし、資源回収推進団体補助についても引き続き継続していきます。また、既存の資源ごみ回収体制の見直しや、新たな収集方法についても情報収集を行い、本町で実現可能なものを探求的に取り入れていきます。

図表 3-4-3 令和6年度資源化量実績



図表 3-4-2 直近5年間の集団資源回収実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
登録団体数	33 団体	32 団体	32 団体	30 団体	30 団体
補助件数	84 件	81 件	82 件	80 件	83 件
資源回収量	301 t	267 t	258 t	228 t	211 t

各主体の役割・実施内容

町 民

資源物を可燃ごみや不燃ごみとして排出せず、資源ごみや集団資源回収を利用して排出しましょう。また、お住いの地域で集団資源回収が実施される際には、積極的に参加しましょう。

◆資源回収推進団体補助

〈対象者〉

町内に住所を有する方で構成される団体であること

〈対象資源物〉

- ①古紙類
- ②繊維類
- ③金属類
- ④その他有価物

〈補助内容〉

1kgあたり5円

〈注意事項〉

事前に団体登録が必要であり、年度ごとの活動計画の提出が必要です。
ごみステーションに排出された資源ごみを抜き取ってはいけません。



資源回収推進団体補助の詳細及び
団体登録申請書等のダウンロードはこちら▲

施策 10 分別方法の変更に伴う普及啓発

本町の実施する施策の内容

岡山県西部衛生施設組合で整備を進めてきた井笠広域里庄清掃工場の稼働に向けた試運転が、令和7年12月より開始となりました(P43 参照)。これに伴い、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)に基づいて、構成市町における製品プラスチックの分別が開始となりました。本町では、それまで「その他プラスチック」として分別をしていた分別区分名称を「プラスチック類」に名称変更し、これに『製品プラスチック』を追加しました。

分別変更のない資源物はもちろんのこと、新たに分別開始となった製品プラスチックの分別収集量増加のためには、より町民が資源化しやすいような収集体制を整えるほか、様々な媒体での周知徹底が不可欠です。本町では今回の分別変更に伴って、ごみ分別ガイドブック及びごみステーションに掲示する分別看板(P42 参照)を更新するほか、新たにごみ分別アプリ「さんあーる」の配信を開始しました。また矢掛放送での啓発番組の放送や、広報やかけへの情報の掲載を行い、町民へ広く周知を図っています。

今後も継続的に町民に分別の徹底を啓発し、資源化を促進していくだけでなく、本町としても町民がより資源ごみの排出を行いやすいように体制を整え、町と住民が一丸となった循環型社会の形成を目指していきます。

各主体の役割・実施内容

町 民

本町の発信する情報を基に資源物を分別することで、資源物の分別徹底を実践しましょう。

▼ごみ分別ガイドブック



▼ごみ分別アプリ「さんあーる」



▼「さんあーる」の
ダウンロードはこちら



製品プラスチックの分別回収開始

令和7年12月より

製品プラスチックの分別回収が令和7年12月15日(月)から開始となりました。

それまで「その他プラスチック」として分別をしていた分別区分の名称を「プラスチック類」に名称変更し、これに「製品プラスチック」を追加しました。

●製品プラスチックの排出方法

容器包装プラスチックも製品プラスチックも混ぜて、資源ごみ(プラスチック類)の袋に入れましょう。

●製品プラスチックとして排出できるもの

1辺30cm未満、厚さ3mm未満の100%プラスチック素材のもの

※以下の表のように、素材や大きさ、汚れにより分別区分が変わります！

資源ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ
1辺30cm未満、厚さ3mm未満の100%プラスチック素材のもの	1辺30cm以上または厚さ3mm以上の100%プラスチック素材のもの(衣装ケース、まな板等) ゴム・繊維等が混ざったもの 汚れているもの	金属が混ざったもの

変更前

(～令和7年12月14日)

資源ごみ(その他プラスチック)

「pla」のリサイクルマークのあるプラスチック製の容器や包装



変更後

(令和7年12月15日～)

資源ごみ(プラスチック類)

容器包装プラスチック

「pla」のリサイクルマークのあるプラスチック製の容器や包装



製品プラスチック New

1辺30cm未満、厚さ3mm未満の100%プラスチック素材のもの



施策 11 小型家電リサイクルの推進

本町の実施する施策の内容

本町では使用済み小型家電のリサイクルを平成25年4月から開始しています。小型家電には鉄やアルミ以外にもレアメタルなど貴重な資源が含まれており、使用済み小型家電回収ボックスに投入することで、国の認定事業者に引き渡され資源として再利用されます。ごみ減量と資源の有効活用のため、回収ボックスの積極的な利用を呼び掛けていきます。

各主体の役割・実施内容

町 民	小型家電を排出する際には、小型家電リサイクルの対象品目であるか確認し、積極的に使用済小型家電回収ボックスを利用する。
-----	--



〈回収ボックス設置場所〉

- ・矢掛公民館入口
- ・美川公民館北側事務所入口
- ・三谷公民館西側駐輪場
- ・山田公民館駐輪場
- ・川面公民館西側駐輪場
- ・中川公民館駐輪場
- ・小田公民館駐輪場
- ・矢掛町役場庁舎東駐輪場



〈注意事項〉

- ・回収ボックスの投入口に入らないものは対象品目であっても回収できません。
- ・個人情報は事前に消去してください。



小型家電リサイクルの詳細はこちら▲

施策 12 水銀使用廃製品の回収

本町の実施する施策の内容

本町では、水銀使用廃製品（蛍光管・温度計・体温計・血圧計等）の回収を令和2年7月から始めています。水銀使用廃製品の適正処理のため、各地区公民館に設置している回収ボックス（P39 参照）の利用を町民へ呼び掛けていきます。

各主体の役割・実施内容

町 民	水銀使用廃製品を排出する際は、回収ボックスへ排出しましょう。
-----	--------------------------------

施策 13 リチウムイオン電池・リチウムイオン電池使用製品の回収

本町の実施する施策の内容

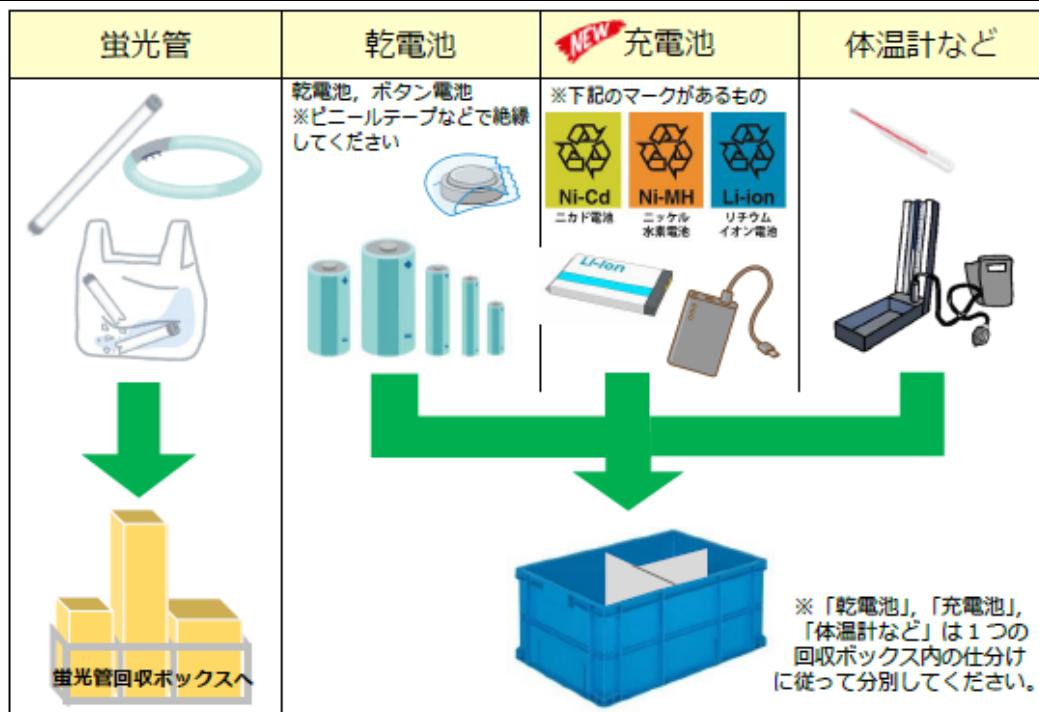
リチウムイオン電池は破損・変形により発熱・発火する危険性があります。リチウムイオン電池や、リチウムイオン電池が内蔵された製品の不適切な分別排出により、ごみ収集車やごみ処理・処分施設の火災が全国で多発しています。適正で安全な収集運搬・処理・処分のため、各公民館等へ設置している回収ボックスの利用を町民へ呼び掛けていきます。

各主体の役割・実施内容

町 民

リチウムイオン電池・電池使用製品を排出するときは、必ず回収ボックスへ排出しましょう。

◆『水銀使用廃製品』『電池』『リチウムイオン電池・リチウムイオン電池使用製品』の排出方法



◆回収ボックス設置場所

- 矢掛公民館入口
- 美川公民館北側事務所入口
- 三谷公民館西側駐輪場
- 山田公民館駐輪場
- 川面公民館西側駐輪場
- 中川公民館駐輪場
- 小田公民館駐輪場
- 矢掛町役場庁舎東駐輪場
(※矢掛町役場庁舎東駐輪場には
蛍光管回収ボックスはありません。)

◆リチウムイオン電池の捨て方

- 電池を無理に外さない。
- 電池を取り外せる場合は、端子部分をセロハンテープで覆う。
- ほかのごみと混ぜて排出しない。(回収ボックス内の仕分けに従って排出する。)
- 濡らさない。



施策 14 廃食油の回収

本町の実施する施策の内容

本町のごみステーションでは、廃食油(植物性油に限る)の回収を週に1回実施しており、給食センターや町立病院、町内飲食店においても回収を行っています。(令和6年度回収実績:5,349L)。これは、総社市の社会福祉法人金曜会の障がい福祉サービス事業所「わくわくハンド・ベル」による障がい福祉サービスの一環で行っているものです。回収された廃食油は、バイオディーゼルとして利用されています。

リサイクルの推進及びごみの減量化のため、今後も廃食用油の回収について広報を行うほか、廃食用油の回収用タンクの設置場所の提供等の支援を行っていくものとします。

各主体の役割・実施内容

町 民

廃食油を燃えるごみで捨てず、回収タンクへ排出しましょう。

◆廃食油の回収

〈回収可能な油の種類例:植物性油〉

- ・菜種油 ・大豆油 ・コーン油 ・ごま油
- ・ひまわり油 ・サラダ油

〈回収できない油の種類例:動物性油、植物油脂〉

- ・鉱物油 ・牛脂 ・ラード ・パーム油 ・ヤシ油



▲廃食油回収タンク

※ごみステーションに回収タンクが設置されておらず、設置を希望する場合は町民課環境エネルギー係(0866-82-1011)へお問合せください。

(3)住民・事業者との協働

施策 15 町民意見の聴取

本町の実施する施策の内容

廃棄物処理法第5条の2の規定により、一般廃棄物の減量及び再利用の推進を図り、生活環境の保全及び環境衛生の向上に資するため、矢掛町廃棄物減量等推進審議会(以下、「審議会」という。)を設置しています。審議会は町議会議員、自治協議会の代表、一般町民、識見者で構成しており、本計画の策定にあたっても審議を行いました。加えて、パブリックコメントを実施することで広く町民の意見を募り、より実行性のある施策等を策定し、ごみの発生・排出削減や資源化の推進を目指します。

各主体の役割・実施内容

町民・事業者

ごみ問題へ関心を持ち、町・町民・事業者で一体的にごみの発生・排出削減や資源化を推進しましょう。

施策 16 町民による環境関連活動の支援

本町の実施する施策の内容

本町には、廃棄物減量や環境保護に関する活動を行う団体があります。これらの環境関連活動の内容を広く町民へ知ってもらい廃棄物の減量等につなげるため、活動内容を広報紙に記載するほか、補助金を交付しており、これらの支援を継続していくものとします。

各主体の役割・実施内容

町民・事業者 団体の活動内容に関心を持ち、活動や講座等に積極的に参加してみましょう。

団体名	活動内容	支援内容等
環境を考える会 「あめんぼ」	EMボカシ、EM活性液の製造・販売 エコペールの仕入・販売	町から活動補助金を交付 作成頂いたボカシを町が買取り、 町民へ無料配布(P32 参照)
岡山県消費生活問題研究協議会 矢掛支部	ごみ分別について各地域で講座を実施 廃食油からせっけんづくり(無料販売) 古布リサイクル(小物づくり・販売)	町から活動補助金を交付
バトンタッチ リサイクル	古着(婦人服)・陶器類のリサイクル販売	町から活動補助金を交付
社会福祉法人 あすなろ園	古紙・缶類の資源回収	町から資源回収推進団体補助金 を交付(P35 参照)

(4)適正な収集運搬・処理・処分

施策 17 収集運搬体制の適正化

本町の実施する施策の内容

本町におけるごみの収集運搬に関する許可は、本町のごみの排出状況や収集運搬状況等を勘案して行うものです。よって、ごみの収集運搬業に関する許可は現状を維持し、新たな許可は行わないものとします。なお、収集運搬人員の不足や、処理・処分施設等の整備など、様々な事情で収集運搬体制の見直しが必要となった場合には、新たな許可の必要性を判断するものとします。

各主体の役割・実施内容

町民・事業者 ごみの収集運搬が妨げられないよう、ごみの排出時間や分別・排出ルール等を守りましょう。

施策 18 ごみステーションの適正管理

本町の実施する施策の内容

ごみステーションは地域の財産であり、利用者による適切な維持管理が必要です。また、ごみを所定の日時以外で排出したり、ごみステーションの汚損を放置すると、衛生害虫や動物に荒らされ、ごみが散乱したり不衛生な状態となります。これを避けるためにも、ごみステーションの適正管理やごみの排出に関するルールを周知していくものとし、ごみステーションには分別看板の設置を行うものとします。

また、町では、ごみステーションを設置・修繕する町内の団体へ、ごみ置場設置補助金を交付しています。ごみの効率的な収集運搬のためにも、補助金制度の継続に努めるものとします。

各主体の役割・実施内容

町 民

ごみは決められた日時に決められた方法で排出しましょう。ごみステーションは資材の整理整頓や清掃を心掛け、適切な維持管理を行いましょう。

◆ごみ置場設置補助金

〈補助内容〉

新設：新設費用の1/2

(上限 200,000 円まで)

修繕：修繕費用の 1/3

(上限 133,000 円まで)

▼ごみステーション分別看板

ごみ出し 4 原則のルールを守りましょう

- 決められた日の午前 8 時までに □決められたごみステーションに
□正しく分別して □決められた袋で 出しましょう

ごみステーションは、みんなで
きれいに使いましょう。



混ぜれば「ごみ」・分ければ「資源」

正しく分別して、ごみの減量化と循環型社会を目指しましょう！

分類	出せるもの	出し方
もえるゴミ		<p>○町指定ごみ箱に入れて出してください。 ○紙くずは、汚物を取り除いて出してください。 ○木くずは 30cm 下以下にして入れて出してください。 ○生ごみは水切り、食器は手洗いにしきこまちなか、</p>
もえないゴミ		<p>○町指定ごみ箱に入れて出してください。 ○フタモノや瓶や瓶の下の詰め物や瓶の根元などでござい。 ○木くず、ホスモ袋、穴あけ、ガス袋を として、小さくスッパリ入れてください。</p>
プラスチック		<p>○町指定ごみ箱に入れて出してください。 ○フタモノや瓶や瓶の下の詰め物や瓶の根元などでござい。 ○木くず、ホスモ袋、穴あけ、ガス袋を として、小さくスッパリ入れてください。</p>
ペットボトル		<p>○ナイロネットに入れてください。 ○中身をよく水切りしてください。 ○ラベルを剥がすプラスチックでおしてください。</p>
資源ゴミ		<p>○太いコロナでございください。 ○中身をよく水切りしてください。 ○キャップを飛ばないふき出でしてください。 ○たごごひ(液化石油ガス)は必ず取り出してください。</p>
スチール缶・アルミ缶		<p>○太いコロナでございください。 ○中身をよく水切りしてください。 ○キャップを飛ばないふき出でしてください。 ○たごごひ(液化石油ガス)は必ず取り出してください。</p>
ビン		<p>○太いコロナでございください。 ○中身をよく水切りしてください。 ○キャップを飛ばないふき出でしてください。 ○中身をよく水切りしてしてください。 ○キャップは、もろいのでしてください。</p>
古紙・古布		<p>○十文字の印でございください。 ○紙くずは裏表紙の裏くだけだれ。 ○木パックは、包装紙、緑色、その他の4種類にわけられて くください。 ○中身をよく水切りしてください。 ○キャップは、もろいのでしてください。</p>
拠点回収（公民館）		<p>○各公民館内に設置された回収ボックスは分別して出してください。 ○小型電池はボックス投入に見えるサインのものだけです。 ○それ以外は不燃性大ごみとして、直接投入してください。 ○削れた蛍光管は、ビニール袋等に入れて出してください。 ○電池等は、乾電池（ボタン電池等）と充電池（リチウムイオン電池など）に分別してじっくりと。</p>
小型家電 水槽使用機製品 電池類		<p>○30cmを超える 大型のもの ○引っ越しなど で多量にできる ごみ ○ガレキ類</p>
直接搬入		<p>○可燃性粗大ごみ（木製家具、薪定格、布団、カーベット、プラスチック製の衣装ケースなど） ○不燃性粗大ごみ（家庭電（TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等）、金属性、ガラス、陶器） ○ガレキ類（コンクリート、ブロック、瓦、レンガなど）</p>



やかけ観光大使
やかっぴー

矢掛町環境衛生協議会 役場町民課 TEL 82-1011

施策 19 ごみ処理広域化の継続・維持管理への協力

本町の実施する施策の内容

笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町では、ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会が平成26年3月に策定した「西部ブロックごみ処理広域化実施計画」において、令和13年度までのごみ処理や施設整備に係る計画を定めて施設整備を進めています。これにより、令和4年4月には井笠広域一般廃棄物埋立処分場を供用開始し、令和8年4月からは井笠広域里庄清掃工場が供用開始となります。

令和7年3月には岡山県西部衛生施設組合により、構成市町のごみ処理を長期安定して行うため、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画として、「西部ブロックごみ処理広域化計画」を策定しました。

本町においては、組合の示す広域化計画に基づき更なる広域化の推進や施設整備に協力し、持続可能な社会の実現を目指すものとします。

各主体の役割・実施内容

町民	各ごみ処理・処分施設は複数の市町が一体となって整備・運営・運転をしています。適正な処理・処分が妨げられないよう、ごみの分別や排出のルールを守りましょう。
----	--

施設名称	井笠広域里庄清掃工場
所在地	岡山県浅口郡里庄町大字新庄 3656番地4
処理方式	全連続式ストーカー炉
余熱利用	高温水による熱供給、蒸気タービン発電機による発電
能力	130t/日(65t/日×2炉)
受付日時	毎週月～金曜日、毎月第4日曜日 午前8時30分～午後4時30分
搬入できるもの	可燃性粗大ごみ ・板、木くず(木片等) : 長さ2m×幅1m×厚さ15cm以下 ・剪定した枝、竹 : 長さ1m×太さ15cm以下。ひもで縛る ・電気カーペット : 基盤とコードは取り除く、丸めてひもで縛る ・プラスチック製品 : 30cm以上のもの ・布団、毛布 : ひもで縛る



施策 20 ごみ処理手数料の検討

本町の実施する施策の内容

本町では平成 29 年4月から指定ごみ袋の有料化を開始しました。ごみ袋の有料化は、個人のごみ排出量に応じた費用とすることで、ごみ処理の費用負担が公平になるというものの、ごみの減量や資源ごみの分別徹底等の効果が得られます。今後ごみ処理手数料の見直しが必要になった場合には、その費用について検討を行います。

また、今後は町民の環境への意識向上・啓発のため、環境にやさしいバイオマスプラスチック製の指定ごみ袋の導入を検討していくものとします。

各主体の役割・実施内容

町 民	ごみ処理・処分には費用が掛かることを意識し、ごみの発生量を抑制したり、資源物の分別を徹底してごみ排出量を削減しましょう。
-----	--

図表 3-4-4 ごみ処理手数料

家庭系ごみ	ごみ処理手数料
可燃ごみ	指定袋(10枚入り) / 大:450円、中:300円、小:150円、特小:100円
不燃ごみ	指定袋(10枚入り) / 中:300円、小:150円
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ:無料、不燃性粗大ごみ:無料
事業系ごみ	ごみ処理手数料
可燃ごみ・可燃性粗大ごみ	170円/10kg



(5) その他の施策

施策 21 不法投棄・ポイ捨て・海洋ごみ対策

本町の実施する施策の内容

不法投棄やポイ捨ては、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科される犯罪です。特に河川へのポイ捨ては、河川からごみが下流へ流れ、やがて海域へ流出すると海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)となります。プラスチックを含む海洋ごみの問題は世界的に問題となっており、海に面していない本町においても、決して無関係ではない問題となっています。

これらの対策として本町では、定期的な監視・パトロールを行うとともに、警察と連携して不法投棄の監視を行います。また定期的に清掃を実施し、不法投棄防止啓発看板を設置することで、ごみが捨てられにくい環境へと整備し、清掃活動を通じた環境問題への意識づくりや不法投棄・ポイ捨て防止の啓発を行うものとします。

なお、不法投棄防止啓発看板のデザインの中には、矢掛高校の生徒さんに依頼をしてデザインいただいたものもあります。不法投棄・ポイ捨ての防止のために、今後も啓発看板を活用し、対策を行っていくものとします。

各主体の役割・実施内容

町 民

不法投棄を発見したら本町や警察に通報し、地域の環境美化に努め、不法投棄やポイ捨てをされない環境づくりに取り組みましょう。



▲不法投棄防止啓発看板(矢掛高校の生徒さんデザインver)の設置

ポイ捨てごみの清掃の様子▼



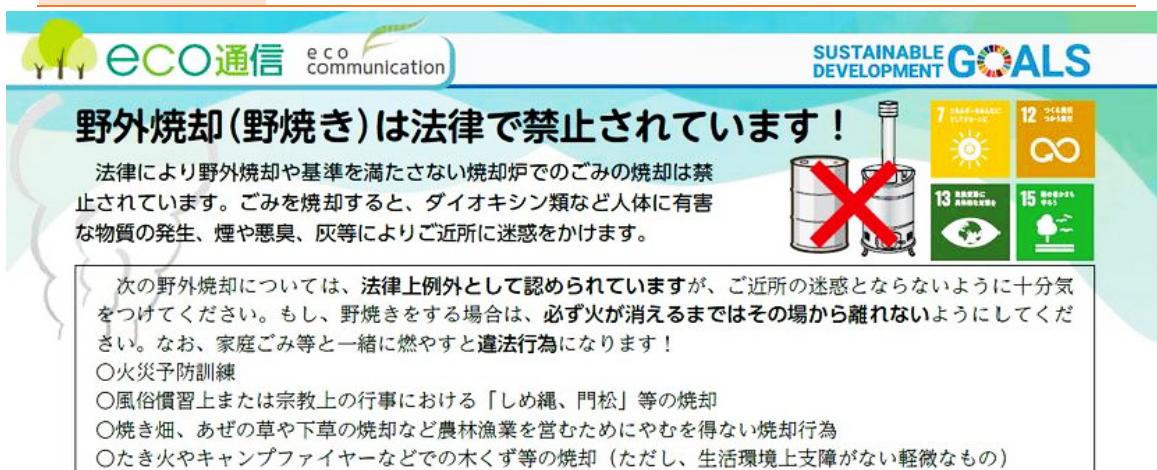
施策 22 野外焼却対策

本町の実施する施策の内容

廃棄物処理法において、一部の例外を除き廃棄物の野外での焼却は禁止されています。周辺環境保全のため、今後も啓発と指導、環境巡視員によるパトロールに努めていきます。

各主体の役割・実施内容

町 民 違法な野外焼却(野焼き)を行わないよう法令を遵守しましょう。



▲広報やかげ(R5.12月号)

施策 23 災害廃棄物対策

本町の実施する施策の内容

平成30年7月豪雨災害により本町でも大きな被害を受け、大量の災害廃棄物が発生しました。また、今後は南海トラフ巨大地震の発生が予測されており、本町においても甚大な被害が発生し多量の廃棄物が発生することが予想されることから、令和2年3月に「矢掛町災害廃棄物処理計画」を策定しました。この計画により、災害が発生した場合、迅速かつ適正なごみ処理及び再資源化の推進を図るとともに、町民の生活環境を確保し復旧・復興を推進していきます。



▲矢掛町災害廃棄物処理計画



▲平成30年度豪雨災害時の災害廃棄物

各主体の役割・実施内容

町民・事業者

災害時の災害ごみや避難所ごみ、片付けごみ等の排出の際には町の指示に従い、迅速かつ適正な処理・処分にご協力ください。

第5節 ごみ処理計画

1 ごみ処理方法及び処理主体

生活系ごみ、事業系ごみそれぞれにおいて、処理等の方法別の処理主体を次のとおり定めます。生活系資源ごみのうち直接資源化するものについては、本町から民間資源化事業者へ引き渡し、資源化を行うものとします。なお、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者もしくは排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

図表 3-5-1 ごみ処理方法別の処理主体

排出者	ごみ区分	処理等の方法			
		発生・排出削減	収集運搬	中間処理	最終処分・資源化
町民	生活系ごみ	可燃ごみ	本町 (委託)	岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合
		不燃ごみ		岡山県西部衛生施設組合・本町(民間委託)	岡山県西部衛生施設組合・本町(民間委託)
		粗大ごみ			
		資源ごみ			
事業者	事業系ごみ	可燃ごみ	事業者 (許可業者)	岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合
		不燃ごみ		事業者	事業者
		資源ごみ			
		粗大ごみ			

2 収集運搬計画

本町におけるごみ種類別の収集形態や収集回数等を図表 3-5-2 のとおり定めます。なお、本町では令和7年 12 月より製品プラスチックの分別収集が開始となり(P37 参照)、適正な分別方法の周知徹底が必要です。収集運搬量の見込みは図表 3-5-3 のとおりです。ごみ発生・排出削減や分別徹底による資源化目標による削減を目指し、令和 22 年度に 2,670t/年と見込みます。

図表 3-5-2 ごみ種類別の収集形態等

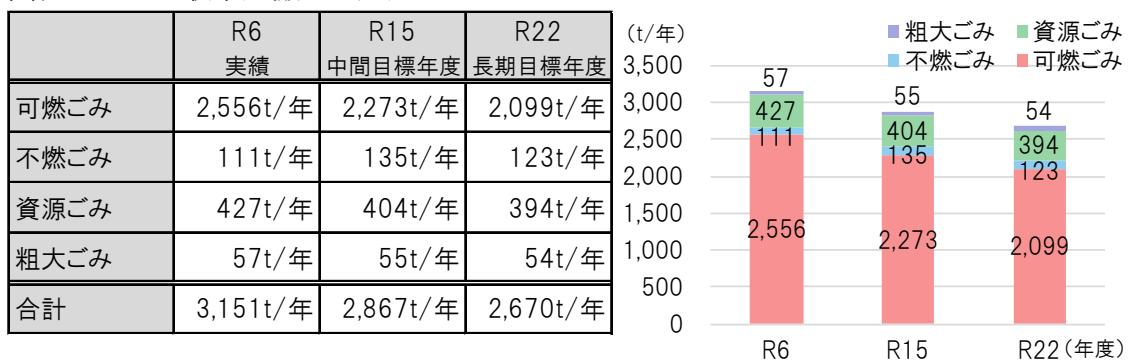
		収集形態	収集回数	収集運搬体制
可燃ごみ		指定袋	定期収集	本町 (委託業者)
不燃ごみ		指定袋※1		
資源ごみ	プラスチック類	透明・半透明の袋		
	ペットボトル	ナイロンネット		
	びん・缶	コンテナ		
	古紙	ひもで十文字に縛る※2		
	古着類	ひもで十文字に縛る		

※1 カセットポンベ・スプレー缶はコンテナで回収

※2 シュレッダー紙は透明袋で回収

※3 事業系ごみは許可業者により収集

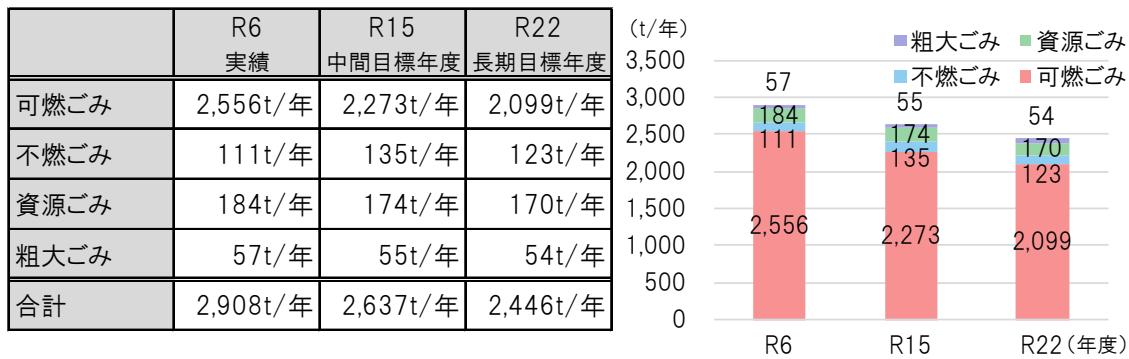
図表 3-5-3 収集運搬量の見込み



3 中間処理計画

本町における中間処理は、岡山県西部衛生施設組合の井笠広域里庄清掃工場、井笠広域資源化センター、リサイクルプラザにて行います。ごみ発生・排出削減や分別徹底による資源化目標による削減を目指し、令和 22 年度に 2,425t/年と見込みます。

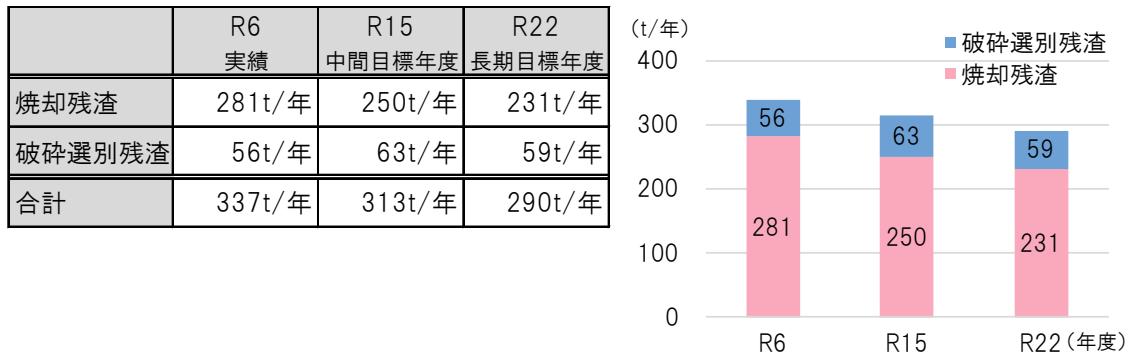
図表 3-5-4 中間処理量の見込み



4 最終処分計画

本町における最終処分は、岡山県西部衛生施設組合の井笠広域一般廃棄物埋立処分場にて行います。ごみ発生・排出削減や分別徹底による資源化目標による排出量削減を目指し、令和 22 年度に 283t/年と見込みます。

図表 3-5-5 最終処分量の見込み



第4章 食品ロスの削減の推進に関する計画

第1節 計画の基本事項

国においては、令和元年5月31日に食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)を交付し、同年10月1日に施行となりました。この食品ロス削減推進法第13条第1項で、市町村は食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならぬとされていることから、これに基づき、本町における「食品ロスの削減の推進に関する計画」(以下「食品ロス削減推進計画」という。)を策定するものです。なお食品ロス削減推進計画は、上位計画の第5次岡山県廃棄物処理計画及び岡山県食品ロス削減推進計画に整合するものであり、計画期間や基本理念・基本方針は一般廃棄物処理基本計画と同様とします(P3, P21参照)。

◆食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のことです。食品の生産、製造、販売、消費の各段階において大量の食品ロスが発生しています。令和5年度に国内で家庭から排出された食品ロスはおよそ233万t/年、事業系の食品ロスは231万t/年とされています。

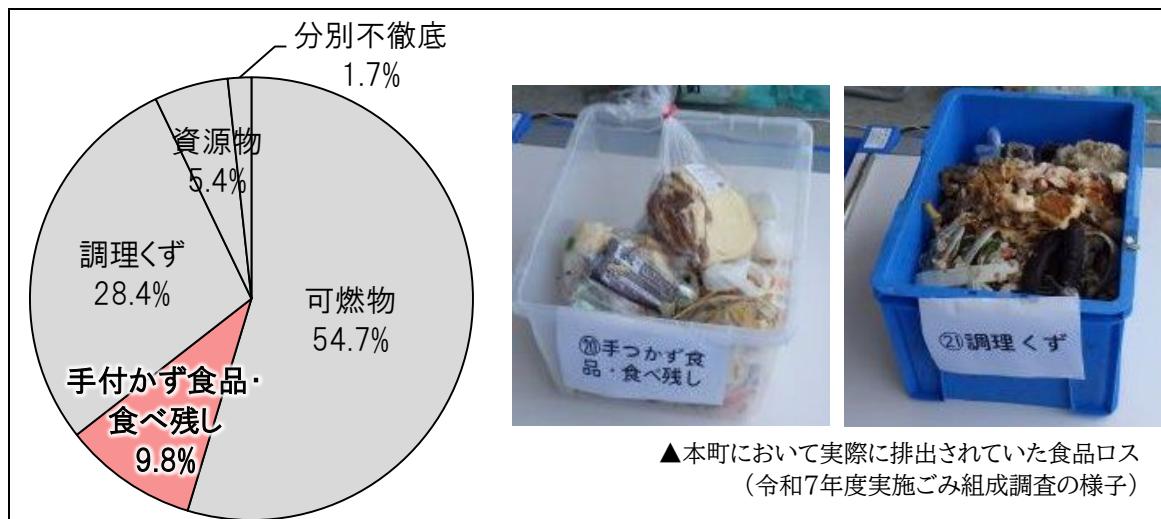
(資料:「食品ロス削減関係参考資料 令和7年6月27日版」/農林水産省)

第2節 食品ロスの現状と課題

1 食品ロスの現状と課題

本町では、手付かず食品・食べ残しなどの食品ロスは可燃ごみに区分しています。令和7年度実施のごみ組成調査の結果、生活系可燃ごみのうち、手付かず食品・食べ残しは9.8%と1割近くを占めており、消費されるはずの多くの食品が無駄になっていることが分かりました。この割合をもとに1人1日当たりの食品ロス発生量を算出すると、町民1人が29.2グラム(ぶどう3粒分程度)の食品を毎日可燃ごみとして排出していることになります。

図表4-2-1 生活系可燃ごみ中の食品ロスの割合(令和7年度実施)



第3節 食品ロスの削減目標

食品ロス削減推進計画においては、手付かず食品・食べ残しの食品ロスを『発生・排出削減』の数値目標対象品目として設定します。これは、矢掛町第2次一般廃棄物処理基本計画にて設定した目標値と密接に関連していることから、目標値の設定方法及び目標値、目標年度を同様のものとし、以下のように設定します。

(1)生活系ごみからの削減 (P22 再掲)

●発生・排出削減

手付かず食品・食べ残し ⇒ 生活系収集可燃ごみから 11.7 g/人・日削減

本町の生活系可燃ごみのうち、9.8%が手付かず食品・食べ残しであり、本来消費されるはずだった食材・食品が無駄になっています。

食品・食材の購入時や調理時に食べられる量を意識し、食材の保存時には食材に適した方法を実践するなど、手付かず食品・食べ残しの発生・排出削減を目指します。

(2)事業系ごみからの削減 (P23 再掲)

●発生・排出削減

事業系可燃ごみ ⇒ 事業系許可業者収集可燃ごみから 0.1 t/日削減

事業系ごみは事業活動に伴って発生するものであり、業種によっては食品ロスの発生量に大きな差が生じることから、食品ロスの削減目標として具体的な数値目標を設定するものではありません。

よって矢掛町第2次一般廃棄物処理基本計画にて設定したとおり、事業系ごみの大半を占める事業系可燃ごみ全般において、発生・排出削減を目指します。

第4節 目標達成のための施策

1 施策の体系

食品ロスの発生・排出削減目標を達成するため、本町・住民・事業者の各主体において(1)住民・事業者の意識向上、を大きな柱として、以下のとおり施策を実施していくものとします。

図表 4-4-1 施策の体系

(1)住民・事業者の意識向上

施策1	普及啓発による住民・事業者の意識向上
施策2	家庭での食品ロス削減推進
施策3	外食時の食品ロス削減推進
施策4	事業者における食品ロス削減推進

2 具体的な施策の内容

(1)住民・事業者の意識向上

施策1 普及啓発による住民・事業者の意識向上

本町の実施する施策の内容

食品ロスの削減には、町民・事業者一人ひとりが食品ロスを出さないという意識をもつことが必要不可欠です。他自治体との連携による食品ロス削減に資するイベントの開催のほか、食品ロスに関する情報発信のため、広報紙「広報やかげ」及びホームページへの掲載、各種パンフレットの提供など、様々な手段及び情報媒体を通じてあらゆる世代の町民へ周知を図ります。なお、情報発信の内容は分かりやすいものとなるよう努めます。

各主体の役割・実施内容

町民・事業者

本町における食品ロスに関する課題へ関心を持ちましょう。食品ロスの発生・排出を抑制するために町が発信した情報を参考に、積極的に取り組みを行いましょう。



▲もったいない! 今日からできるエコごはんづくり(料理教室)(R7年度実施)

施策2 家庭での食品ロス削減推進

本町の実施する施策の内容

本町では、生活系可燃ごみのうち約1割が食品ロス(手付かず食品・食べ残し)です。食品ロスは、買い物から調理に至るまでの各段階や外食時においての心掛けや工夫により、削減することが可能です。よって、それらの家庭で実践できる心掛けや工夫について、広報紙「広報やかげ」やホームページへの情報の掲載、チラシの提供などにより、普及啓発するものとします。

各主体の役割・実施内容

町 民	町の発信する食品ロスの発生・排出を抑制するための心掛けや手法を、積極的に実践しましょう。
-----	--

～コラム～ 知っていますか？“賞味期限”と“消費期限”的違い

賞味期限

品質が変わらずにおいしく食べられる期限であり、期限を過ぎたら直ちに食べられなくなる期限ではありません。すぐに捨てるのではなく、食べられるかどうか確認する習慣をつけましょう。

消費期限

安全に食べられる期限です。期限を過ぎたら食べないようにしましょう。

※どちらの期限も、定められた方法で保存した場合で未開封の状態のものの期限です。

(資料:食品ロス削減ガイドブック令和5年度版/消費者庁ホームページ)

家庭で実践

○保存・管理

食材に合わせた保存方法で保存
食品・食材の鮮度や各期限、在庫数を確認

○調理

痛む前に食べきれる量を作る
皮・芯・葉も工夫して調理

○消費

残さない・残しても捨てない
痛む前に食べる
残り物を優先的に消費する

買い物で実践

○買い物前

食品・食材の在庫数を確認しておく
購入するものを決めておく

○買い物中

食べきれる量のみ買う
安くても、消費しきれない量は買わない
いつ・どうやって消費するか考えて買う
『てまえどり』を実践する

すぐに食べるものは、
期限の近いものから
購入しよう！



やかけ観光大使
やかっぴゅ

施策3 外食時の食品ロス削減推進

本町の実施する施策の内容

外食産業(テイクアウト専門の店舗も含む)における、食べ残しによる食品ロスの対策も重要です。本町は「全国おいしい食べきりネットワーク協議会」に参加しており、広報紙でも食べきりに関する啓発を行っています。また、岡山県では「おかやま30・10運動」を展開しており、環境省においても店頭掲示用ポスターやPOPなどの普及啓発に活用できる資料を掲載していることから、事業者に対してこれらの資料の活用を促すなどの外食産業における食品ロス削減対策を検討していきます。

各主体の役割・実施内容

町民・事業者

町民は、外食時には食べきれる量を注文し、30・10運動を実践してみましょう。

事業者は、店内に30・10運動啓発ポスターやPOPを掲示するなど、食べ残しによる食品ロス削減に取り組みましょう。

▼「おかやま30・10運動」啓発ポスター/岡山県



◆30・10(さんまる・いちまる)運動とは

会食時に、最初の30分と最後の10分は料理を楽しみ、食べ残しを減らしましょう」という取組です。

▼ダウンロードはこちら



▼「30・10運動」啓発用三角柱POP/環境省



▼ダウンロードはこちら



施策4 事業者における食品ロス削減推進

本町の実施する施策の内容

外食産業以外の小売業においても、食品ロスは発生します。食品・食材の販売を行う事業者において、てまえどりや賞味期限・消費期限の啓発資料を店内に掲示することは、食品ロスの削減に効果的であり、店舗における廃棄率の減少にもつながります。よって、小売店において実施できる食品ロス削減対策として、事業者に対してこれらの資料の活用を促すなど、事業者における食品ロス削減対策を検討していきます。

各主体の役割・実施内容

事業者

事業者は、店舗内にててまえどりや賞味期限・消費期限の周知・啓発ポスターやPOPを掲示するほか、過剰な仕入れを行わないなど、食品ロス削減に取り組みましょう。



▲「すぐたべくん」POP・ポスター/環境省
すぐたべくん：食品ロス削減に向けた消費者による取組の1つとして、「すぐに食べる」商品については、賞味期限や消費期限がより長い商品を選択的に購入するのではなく、陳列順に購入することが挙げられます。
「すぐたべくん」は、このような消費行動を消費者に訴えかけるキャラクターです。(資料:環境省)

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 現状と課題

1 水域環境の状況

本町では、小林水源、東川面水源、江良水源、浅海水源、小田水源の計5か所の水源から取水した水を処理し、本町全域へ配水しています。

図表 5-1-1 に示すように、本町には高梁川の支流である小田川が流れ、美山川、星田川にも多くの淡水魚等が生息しており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で指定されている国内希少野生動植物種の確認もされています。初夏には蛍も飛び交い、水田等での利水もあることからも、河川等の水質保全は大変重要となっています。

図表 5-1-1 町内における水源地

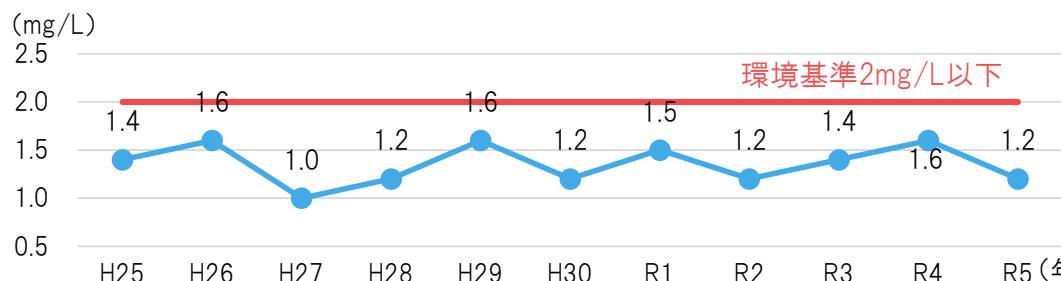


2 水質の状況

水質保全には、河川等へ流入している生活雑排水(台所、風呂、洗濯等の汚水)を減らすことや、浄化槽等の定期点検による適正管理を徹底し未処理水の河川への流入をなくすことが必要です。

本町の BOD は図表 5-1-2 のとおりであり、平成 25 年度以降において環境基準を超過する年度はありません。

図表 5-1-2 本町の環境基準点における水質の経年変化(BOD75%値)



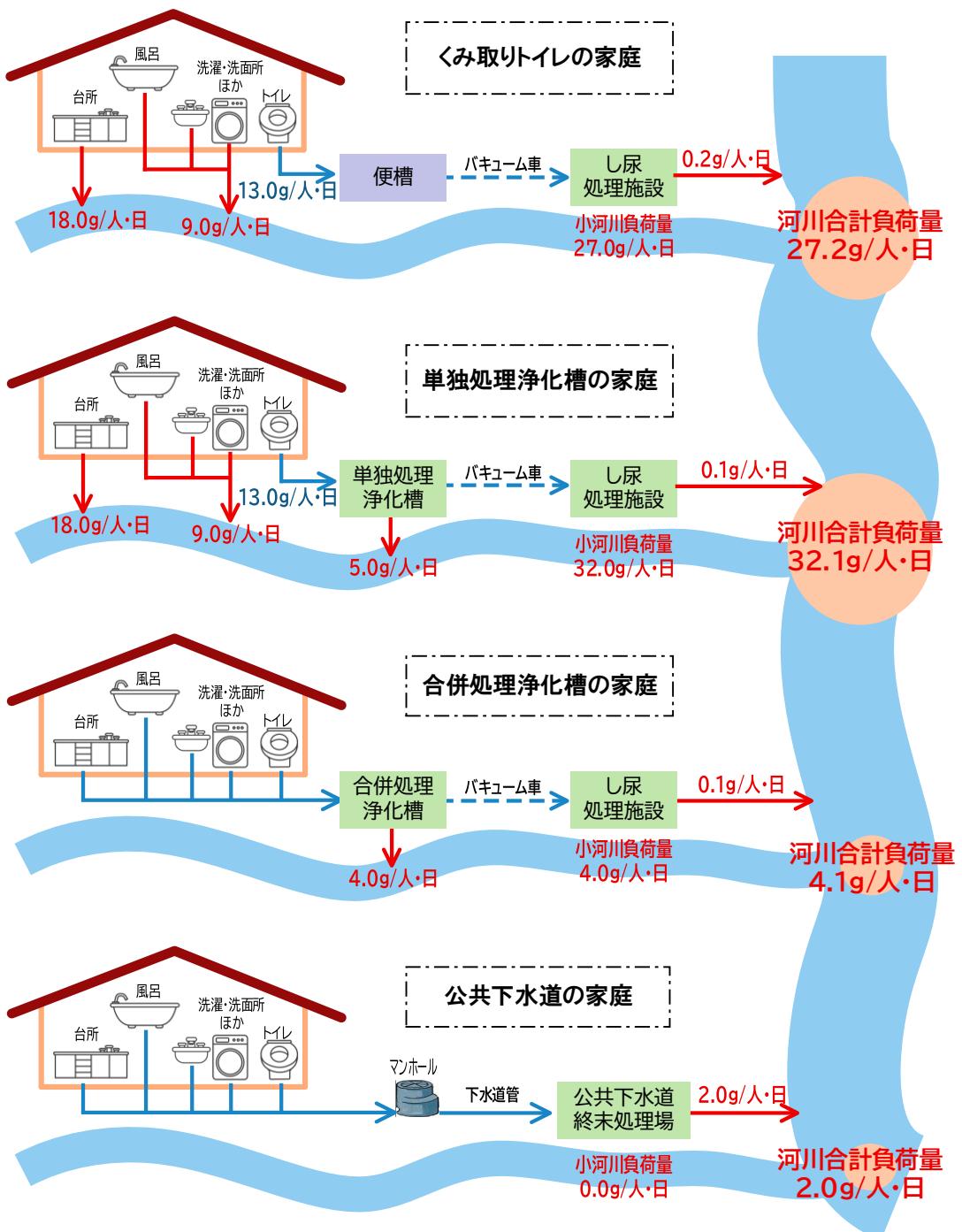
※75%値：年間の n 個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくるデータを指します。

※地点：高梁川水域 美山川 栄橋

(資料：「令和6年版岡山県環境白書」岡山県)

◆処理形態別の河川への汚濁負荷量(BOD)

- 生活排水の汚濁物質の量は生活様式によって大きく変わりますが、一般的な汚濁負荷量は以下のとおりとなっています。
- 最も河川への汚濁負荷量が多いのは単独処理浄化槽の家庭であり、次に多いのがくみ取りトイレの家庭です。これらと比較すると合併処理浄化槽と公共下水道家庭の汚濁負荷量は大変少なくなっています。



※上記表の数値はBOD(生物化学的酸素要求量)です。BODとは、有機性の汚濁物質を生物が酸化するために必要な酸素の量に関する指標です。ここでは汚濁負荷量の目安として扱います。

(資料:「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」環境省)

3 生活排水処理体制及びし尿処理形態別人口

本町の生活排水処理は、地域の特性を考慮し、整備手法として公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の3手法を用いた整備計画により効率的な推進を図ってきました。

公共下水道事業は、平成5年度に着手後、平成10年度末に一部供用を開始し、平成29年度末をもって計画区域内の管路整備が完了しました。平成24年度には笠岡市北部地区の受入れ、MICS処理施設(汚水処理施設共同整備事業)(P58 参照)の整備により町内の浄化槽汚泥やし尿についても矢掛浄化センターで共同処理するなど、施設の有効活用に努めています。

また、農業集落排水事業では、西三成地区、中地区、東三成地区、横谷地区と順次供用を開始してきました。浄化槽設置整備事業では、平成4年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業の認可区域外の浄化槽設置者に対して補助を実施し、令和6年度末現在で 864 基が補助対象として設置されています。

なお、人口減少社会の到来により人口規模に合った持続可能な事業とするため、本町を事業主体として、平成30年度から農業集落排水事業4地区の農業集落排水施設を汚水中継ポンプ場として改造し、公共下水道への統合事業を実施しています。

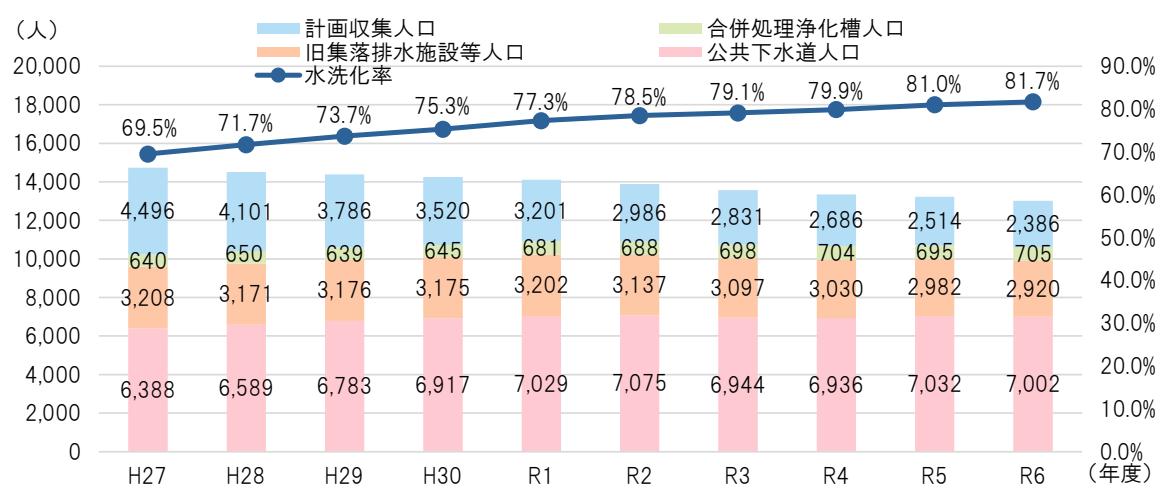
これらの事業を総合的に展開してきたことにより、令和6年度末現在の下水道処理人口普及率及び汚水処理人口普及率はともに100%であり、効率的な汚水処理事業を展開しています。

水洗化率は、令和6年度末で 81.7% となっており、未水洗化世帯の解消が大きな課題となっています。

図表 5-1-3 本町のし尿処理形態別人口

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口等	計画処理区域内人口	[人] 14,732	[人] 14,511	[人] 14,384	[人] 14,257	[人] 14,113	[人] 13,886	[人] 13,570	[人] 13,356	[人] 13,223	[人] 13,013
	非水洗化人口	[人] 4,496	[人] 4,101	[人] 3,786	[人] 3,520	[人] 3,201	[人] 2,986	[人] 2,831	[人] 2,686	[人] 2,514	[人] 2,386
	計画収集人口	[人] 4,496	[人] 4,101	[人] 3,786	[人] 3,520	[人] 3,201	[人] 2,986	[人] 2,831	[人] 2,686	[人] 2,514	[人] 2,386
	水洗化人口	[人] 10,236	[人] 10,410	[人] 10,598	[人] 10,737	[人] 10,912	[人] 10,900	[人] 10,739	[人] 10,670	[人] 10,709	[人] 10,627
	公共下水道人口	[人] 6,388	[人] 6,589	[人] 6,783	[人] 6,917	[人] 7,029	[人] 7,075	[人] 6,944	[人] 6,936	[人] 7,032	[人] 7,002
	旧集落排水施設等人口	[人] 3,208	[人] 3,171	[人] 3,176	[人] 3,175	[人] 3,202	[人] 3,137	[人] 3,097	[人] 3,030	[人] 2,982	[人] 2,920
	農業集落排水人口（西三成）	[人] 1,059	[人] 1,064	[人] 1,057	[人] 1,066	[人] 1,063	[人] 1,034	[人] 1,015	[人] 1,003	[人] 978	[人] 951
	農業集落排水人口（中）	[人] 394	[人] 378	[人] 389	[人] 378	[人] 385	[人] 383	[人] 377	[人] 375	[人] 362	[人] 370
	農業集落排水人口（東三成）	[人] 959	[人] 939	[人] 926	[人] 927	[人] 931	[人] 919	[人] 914	[人] 886	[人] 871	[人] 848
	農業集落排水人口（横谷）	[人] 796	[人] 790	[人] 804	[人] 804	[人] 823	[人] 801	[人] 791	[人] 766	[人] 771	[人] 751
	浄化槽人口	[人] 640	[人] 650	[人] 639	[人] 645	[人] 681	[人] 688	[人] 698	[人] 704	[人] 695	[人] 705
	合併処理浄化槽人口	[人] 640	[人] 650	[人] 639	[人] 645	[人] 681	[人] 688	[人] 698	[人] 704	[人] 695	[人] 705
水洗化率		[%] 69.5%	[%] 71.7%	[%] 73.7%	[%] 75.3%	[%] 77.3%	[%] 78.5%	[%] 79.1%	[%] 79.9%	[%] 81.0%	[%] 81.7%

※旧集落排水施設等人口は、平成30年度から公共下水道へ統合を行っている。



◆下水道処理人口普及率の計算方法

公共下水道を使用できる地区に住んでいる町民の人口÷矢掛町総人口×100

◆汚水処理人口普及率の計算方法

公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽を使用できる地区に住んでいる町民の人口÷矢掛町総人口×100

◆水洗化率の計算方法

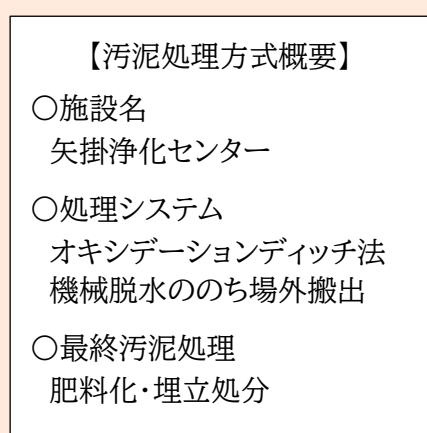
公共下水道に接続している町民の人口÷矢掛町総人口×100

◆汚水処理施設共同整備(MICS)事業概要

MICS事業は、下水道等複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を整備することにより、効率的な汚水処理事業の展開を目的とした事業です。本事業開始以前は、町内のし尿及び浄化槽汚泥を収集後、町内のし尿中継槽から、西部衛生施設組合に運搬し処理を委託していましたが、平成24年度より矢掛浄化センター内に、流量調整槽を設置し、町内のし尿及び浄化槽汚泥を投入して、汚水と共同処理を行っています。

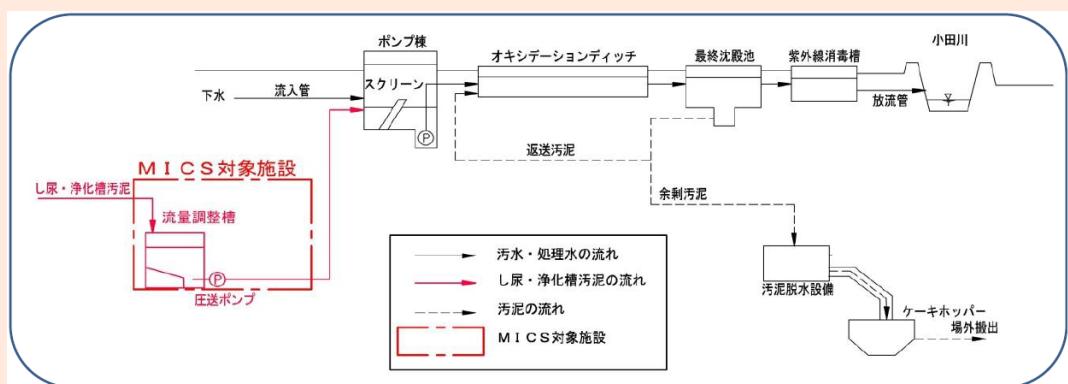
◆MICS処理施設の導入効果

- (1)既存の下水道処理施設機能を有効利用した機能的な施設規模になっており、西部衛生施設組合への委託より経済的であり、町の財政負担を軽減できます。
- (2)流量調整槽において攪拌を行なながら20倍で希釀し、水処理施設に投入するため、安定した処理ができます。



▲矢掛浄化センター内 MICS 処理施設

▼本町のし尿・浄化槽汚泥の MICS 方式処理フロー



4 し尿・浄化槽汚泥量

本町から排出されるし尿、浄化槽汚泥量は、いずれも年々減少しています。平成27年の総排出量が4,541kLに対して、直近の令和6年度排出量では3,052kLと7割程度の収集量であり、減少傾向を示しています。これは、公共下水道への接続が進んでいることや、矢掛町の人口が年々減少していることによるものです。なお、浄化槽汚泥量には、事業所に設置された浄化槽から排出されるものもあり、浄化槽人口の減少が排出量の減少につながらない場合もあります。

また、本町では排出されるし尿浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者により行なわれています。

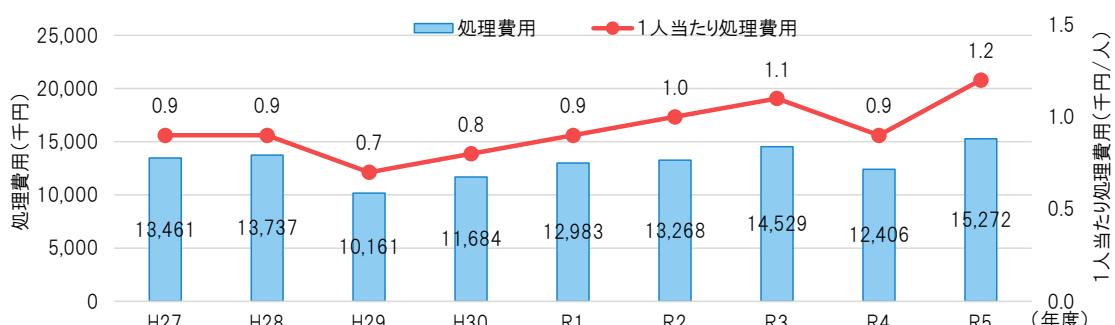
図表 5-1-4 本町のし尿・浄化槽汚泥量



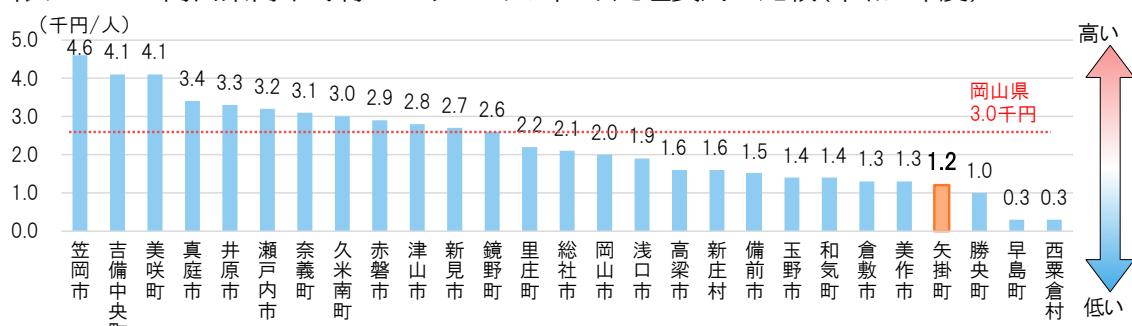
5 処理コスト

本町から排出されるし尿等の年間処理費(施設整備は含めない。)については、長期的にはおむね横ばいとなっており、過去10年間で1千万円から1千6百万円の間で推移しています。なお令和5年度の処理費用については県内市町村の中で4番目に安い費用となっています。

図表 5-1-5 本町のし尿等処理費用及び1人当たり処理費用の推移



図表 5-1-6 岡山県内市町村における1人当たり処理費用の比較(令和5年度)



(資料:「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省)

第2節 基本理念・基本方針

1 基本理念

本町は、本町の中心を貫流する広島県東北部に発する小田川流域がひらけ、星田川、美山川などの支川を有した自然豊かな田園の残るまちです。平成14年には、清浄な原水の確保と水源地域の保護、水質汚濁防止に向け、「水道水源保護地域」を指定し、水環境の保全に努めてきました。上位計画や規定計画に基づき、下水道整備や浄化槽設置を進め、平成24年には本町の排水処理方式の特徴でもあるMICS方式(汚水処理施設共同整備事業)を導入し処理効果のみならず経費縮減に効果を上げてきており、排水処理の水洗化率は徐々に上昇傾向にあります。

よって本計画では自然豊かな田園を守るため「人にやさしい快適な環境のまちづくり」を基本理念とします。

人にやさしい快適な環境のまちづくり

2 基本方針

本計画の基本方針は、基本理念「人にやさしい快適な環境のまちづくり」のもと、①生活排水処理の適正化と施設の有効利用の推進、②水環境保全のための町民・事業者・行政の一体的取り組みの推進とします。

①生活排水処理の適正化と施設の有効利用の推進

水環境の保全を念頭に、生活排水処理施設の計画的整備、MICS方式によるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進し、処理費用削減を図っていくものとします。

②水環境保全のための町民・事業者・行政の一体的取り組みの推進

生活排水の適正処理による快適環境の維持を町民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、一体となった取り組みを推進するものとします。

第3節 生活排水処理における達成目標

1 数値目標及び将来見込み

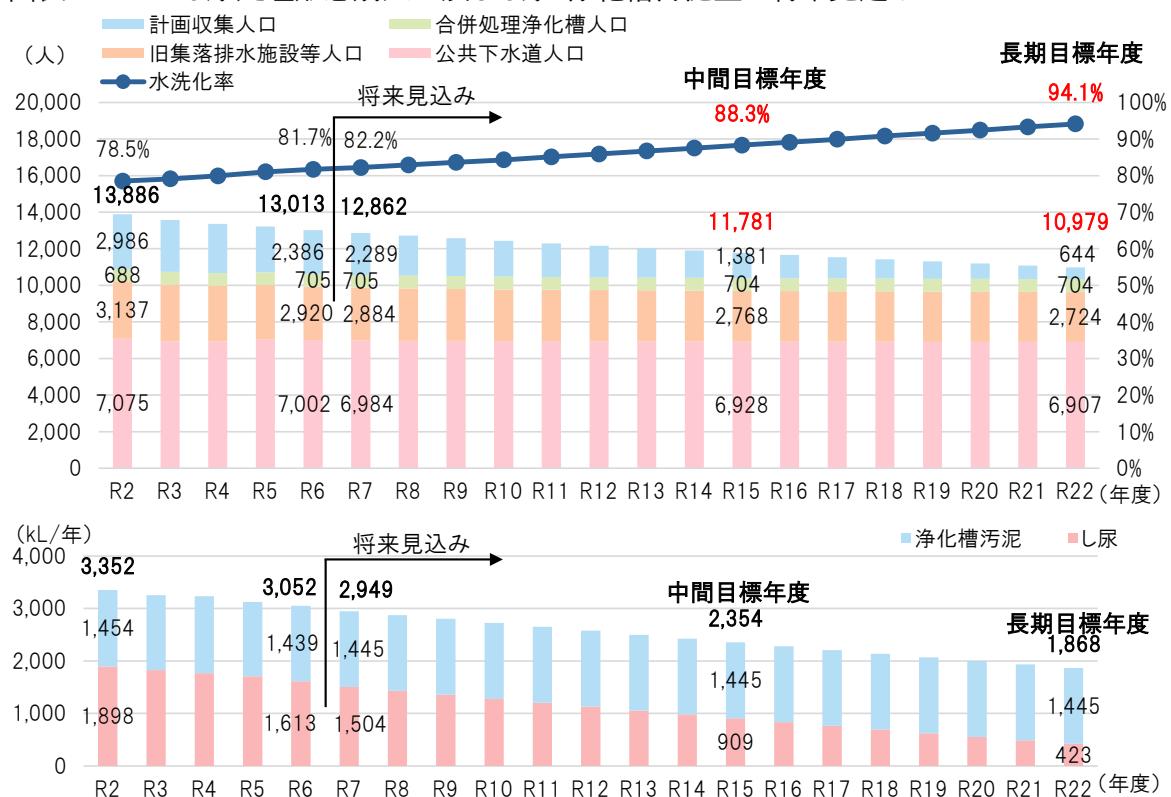
本計画における目標年度は一般廃棄物処理基本計画と同様のものとし、令和6年度を基準年度、令和8年度を計画初年度として計画期間を15年間と定め、中間見直し年度を令和15年度、長期目標年度を令和22年度とします(P3参照)。

生活排水対策の基本として排水の適正処理とともに適正利用を目指します。これに本町の特徴であるMICS事業(汚水処理施設共同整備事業)により、生活排水処理の適正化処理経費の低減を図り、同時に水洗化率の向上に努めていきます。目標とする指標及び数値目標は以下のとおりとし、「①水洗化率の向上」として、令和6年度実績の81.7%に対し、令和22年度には94.1%とします。また、施設規模の適正化を図るため、農業集落排水事業の公共下水道事業への統合を進めていきます。

図表 5-3-1 生活排水処理の主な数値目標・指標

数値目標 ・指標	令和6年度 実績	令和15年度 中間目標年度	令和22年度 長期目標年度	関連事業名
水洗化率	81.7%	88.3%	94.1%	公共下水道事業 合併処理浄化槽設置整備事業

図表 5-3-2 し尿処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来見込み



第4節 目標達成のための施策

1 施策の体系

基本理念、基本方針に基づき、生活排水処理の目標を達成するために、今後実施する施策については、①水洗化の促進、②適正処理の維持管理、③経営の健全化の3つの施策を中心として展開していきます。

2 具体的な施策の内容

施策1 水洗化の促進

本町の実施する施策の内容

下水道施設が整備されても、下水道施設を利用しなければ、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、建設経費の早期回収等の事業目的を達成することができません。そのため、広報紙やホームページ等で、排水設備工事費補助制度及び排水設備工事資金利子補給制度の周知を行うことにより町民の意識の向上を図り、水洗化を今後も推進することとします。合併処理浄化槽区域の町民の方には、広報紙やホームページ等で合併処理浄化槽の役割やその設置に対する補助制度の周知を図り、今後一層整備が進むよう取り組んでいきます。

施策2 適正処理の維持管理

本町の実施する施策の内容

公共下水道施設については、長寿命化計画によりライフサイクルコストの低減を目的とした施設の改修、更新を計画的に実施し、流下能力、処理能力の低下を防止するとともに、効率的な維持管理体制を目指します。適正な規模の処理施設の再構築を目指し、維持管理費の低減を図っていきます。

施策3 経営の健全化

本町の実施する施策の内容

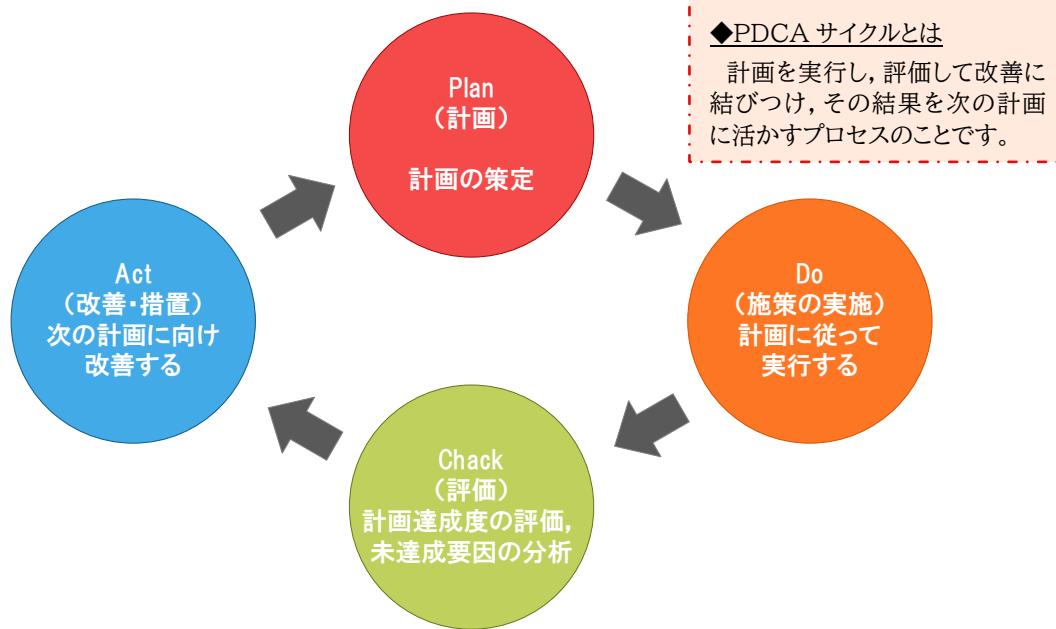
下水道施設整備には巨額の費用を要するため、国・県の補助金、地方債、受益者負担など財源の確保に努め、水洗化の促進による使用料金徴収の適正化、また、徹底した建設コスト・維持管理コストの縮減を図り、経営の健全化を目指します。

また、クリーンライフ100構想で計画した経営計画に基づき、施設の統廃合やストックマネジメント手法による施設管理により、長期的な視点に立った経営に取り組みます。

第6章 計画の進行管理

第1節 進行管理手法

本計画を確実に実施していくために、取組状況や目標値の達成状況などをPDCAサイクルの手法によって継続的に管理していくものとします。



第2節 進行管理指標

本計画に示した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度ごとにごみ処理の状況を取りまとめ、公表します。

計画の進行管理のための指標は次表のとおりとし、目標値に対する進捗率などを毎年度確認し、計画の進行状況を把握します。

図表 6-2-1 計画の進行管理指標

	令和6年度 実績	令和 22 年度 長期目標年度	
		目標	対令和6年度比
生活系収集可燃ごみ	298.2 g/人・日	253.6 g/人・日	15.0 %削減
事業系許可業者収集可燃ごみ	1.74 t/日	1.64 t/日	5.7 %削減
リサイクル率	19.9 %	19.9 %	±0 ポイント
最終処分量	337 t/年	290 t/年	13.9 %削減
ごみ総排出量	701.1 g/人・日	694.1 g/人・日	1.0 %削減
水洗化率	81.7 %	94.1 %	12.4 ポイント増加

※リサイクル率については、現在減少傾向にあるものを増加傾向へと転じさせるものです。

第3節 進行管理体制

本計画の進行管理は、管理指標等を本町にて確認することにより行います。また、矢掛町廃棄物減量等推進審議会に管理指標の整理結果を報告し、計画に変更が生ずる場合は、対策案を立案し意見を求めるものとします。

実施にあたっては今後策定される「一般廃棄物処理実施計画」に基づいて遂行していくものとします。

図表 6-3-1 計画の進行管理体制

